

長岡京市地域防災計画

[事故対策編]

長岡京市防災会議

目 次

第1編 航空災害対策

第1章 総則	1
第1節 計画の目的	1
第2節 計画の修正	1
第3節 関係防災機関の役割分担	1
第4節 航空事業者の責務	2
第5節 広域的な活動体制	3
第2章 予防計画	4
第1節 情報連絡体制の整備	4
第2節 防災活動体制の整備	5
第3章 応急対策計画	7
第1節 応急活動体制	7
第2節 通信情報連絡活動（情報の収集・伝達）	8
第3節 広報・広聴	9
第4節 消火、捜索、救助・救急及び医療活動	10
第5節 避難対策	11
第6節 交通及び輸送対策	11
第7節 自衛隊派遣要請	12
第4章 災害復旧計画	13
第1節 復旧事業計画の作成	13
第2節 復旧完了予定時期の明示	13

第2編 鉄道災害対策

第1章 総 則	14
第1節 計画の目的	14
第2節 計画の修正	14
第3節 関係防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱	14
第4節 事故原因者等の責務	15
第5節 広域的な活動体制	15
第2章 予防計画	16
第1節 情報連絡体制の整備	16
第2節 防災活動体制の整備	16
第3節 鉄道事業者の措置	17
第3章 応急対策計画	19
第1節 応急活動体制	19
第2節 通信情報連絡活動（情報の収集・伝達）	20
第3節 広報・広聴	21
第4節 消火、救助・救急及び医療活動	22
第5節 避難対策	23
第6節 交通及び輸送対策	24
第7節 自衛隊派遣要請	24
第4章 災害復旧計画	25

第1節	復旧事業計画の作成	25
第2節	復旧完了予定時期の明示	25

第3編 道路災害対策

第1章	総則	26
第1節	計画の目的	26
第2節	計画の修正	26
第3節	関係防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱	26
第4節	事故原因者等の責務	27
第5節	広域的な活動体制	28
第2章	予防計画	29
第1節	情報連絡体制の整備	29
第2節	防災活動体制の整備	29
第3節	道路管理者の措置	30
第3章	応急対策計画	32
第1節	応急活動体制	32
第2節	通信情報連絡活動（情報の収集・伝達）	33
第3節	広報・広聴	34
第4節	消火、救助・救急、及び医療活動	34
第5節	避難対策	35
第6節	交通及び輸送対策	35
第7節	自衛隊派遣要請	36
第4章	災害復旧計画	37
第1節	復旧事業計画の作成	37
第2節	復旧完了予定時期の明示	37

第4編 危険物等災害対策

第1章	総則	38
第1節	計画の目的	38
第2節	計画の修正	38
第3節	関係防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱	38
第4節	事故原因者の責務	39
第5節	広域的な活動体制	40
第2章	予防計画	41
第1節	情報連絡体制の整備	41
第2節	防災活動体制の整備	41
第3節	危険物等保安措置	42
第3章	応急対策計画	47
第1節	応急活動体制	47
第2節	通信情報連絡活動（情報の収集・伝達）	48
第3節	危険物等事故の拡大防止活動	49
第4節	広報・広聴	49
第5節	消火、救助・救急及び医療活動	50
第6節	避難対策	51
第7節	交通及び輸送対策	52
第8節	環境保全計画	52
第9節	自衛隊派遣要請	53

第4章	災害復旧計画	54
第1節	復旧事業計画の作成	54
第2節	復旧完了予定時期の明示	54
第5編 大規模火災対策		
第1章	総則	55
第1節	計画の目的	55
第2節	市が処理する事務及び業務の大綱	55
第3節	広域的な活動体制	55
第2章	予防計画	56
第1節	災害に強いまちづくり	56
第2節	情報連絡体制の整備	56
第3節	防災活動体制の整備	57
第4節	消防機関等の措置	58
第3章	応急対策計画	60
第1節	市の活動体制	60
第2節	通信情報連絡活動（情報の収集・伝達）	60
第3節	広報・広聴	61
第4節	消火活動	61
第5節	救助及び救急活動	62
第6節	避難対策	63
第7節	交通対策及び輸送対策	63
第4章	災害復旧計画	65
第6編 林野火災対策		
第1章	総則	66
第1節	計画の目的	66
第2節	計画の修正	66
第3節	関係防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱	66
第4節	広域的な活動体制	67
第2章	予防計画	68
第1節	情報連絡体制の整備	68
第2節	防災活動体制の整備	68
第3節	消防機関等の措置	69
第4節	関係機関の措置	70
第3章	応急対策計画	73
第1節	応急活動体制	73
第2節	通信情報連絡活動（情報の収集・伝達）	73
第3節	広報・広聴	74
第4節	消火活動	75
第5節	救助・救急活動	76
第6節	避難対策	76
第7節	交通及び輸送対策	77
第8節	自衛隊派遣要請	77
第4章	災害復旧計画	78
第1節	復旧事業計画の作成	78
第2節	復旧完了予定時期の明示	78

第7編 広域停電対策

第1章 総則	79
第1節 計画の目的	79
第2節 計画の修正	79
第3節 関係防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱	79
第4節 広域的な活動体制	80
第2章 予防計画	81
第1節 情報連絡体制の整備	81
第2節 防災活動体制の整備	81
第3節 関西電力株式会社及び関西電力送配電株式会社の措置	82
第3章 応急対策計画	84
第1節 応急活動体制	84
第2節 通信情報連絡活動（情報の収集・伝達）	85
第3節 広報・広聴	86
第4節 救助・救急活動	87
第5節 避難対策	87
第6節 交通及び輸送対策	88
第4章 災害復旧計画	89
第1節 復旧事業計画の作成	89
第2節 復旧完了予定時期の明示	89

第8編 原子力災害対策

第1章 総則	90
第1節 計画の目的	90
第2節 計画の修正	90
第3節 関係防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱	90
第2章 原子力災害対策	92
第1節 福井県の原子力発電所で事故が発生した場合の対応	92
第2節 原子力防災に関する知識の普及・啓発と教育の推進	93
第3章 広域一時滞在	94

第 1 編 航空災害対策

第1編 航空災害対策

第1章 総則

第1節 計画の目的

この計画は、航空運送事業者等の運行する航空機の墜落等の大規模な航空事故の発生により、多数の死傷者等が発生し、又は発生するおそれのある場合（以下「突発的航空事故」という。）に、迅速な捜査活動、救助・救急活動、医療活動、消火活動等を実施するため、長岡京市地域防災計画「一般災害対策編（以下「一般編」という。）第1編第1章第5節」に規定する防災機関及びこの計画において規定する防災機関（以下「関係防災機関」という。）が密接な連携を図り、直ちにとるべき対策について必要な事項を定めるものとする。

なお、この計画に定めのない事項については、一般編に基づき運用するものとする。

第2節 計画の修正

この計画は、毎年検討を加え、必要があると認められるときは修正を行う。

第3節 関係防災機関の役割分担

突発的航空事故に関し関係防災機関が処理すべき事務又は業務は、「一般編第1編第1章第5節」に定めるところによるほか次のとおりとする。

第1 長岡京市

- (1) 事故状況の把握及び的確な情報の収集並びに関係防災機関への連絡通報
- (2) 関係防災機関との調整
- (3) 負傷者の救出、救護（搬送・収容）
- (4) 負傷者の身元確認
- (5) 事故拡大防止のための消火その他消防活動
- (6) 警戒区域設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難の指示
- (7) 京都府又は他の市町村等に対する応援要請
- (8) 乙訓医師会に対する応援要請

第2 乙訓消防組合

- (1) 災害情報等の収集
- (2) 火災等災害の防御、警戒及び鎮圧
- (3) 負傷者等要救助者の救助、救出及び搬送
- (4) 水防その他応急措置
- (5) その他、消防組合が必要と認める事務又は業務

第3 京都府

1 京都府山城広域振興局

- (1) 的確な情報収集及び関係防災機関への通報
- (2) 被害の状況に応じた事故警戒体制又は事故対策本部・支部の設置
- (3) 大阪航空局（大阪空港事務所）等関係防災機関への協力要請及び連絡調整
- (4) 京都府救護班の出動
- (5) 日本赤十字社京都府支部及び社団法人京都府医師会、国立、公立、私立医療機関等に対する活動の要請

2 京都府向日町警察署

- (1) 関係防災機関との連携強化
- (2) 被害情報の収集及び被害実態の把握
- (3) 遭難航空機の搜索
- (4) 被災者の救出・救助
- (5) 避難誘導、立入禁止区域の設定及び交通規制
- (6) 事故現場及びその周辺の警戒警備
- (7) 遺体の検視、死体調査、身元確認等
- (8) 行方不明者の搜索
- (9) その他事故災害に必要な警察活動

第4節 航空事業者の責務

航空事業者の主要な責務は、次のとおりとする。

- 1 長岡京市、京都府、大阪航空局、向日町警察署等関係防災機関に対する事故状況の迅速かつ的確な通報及び長岡京市との連絡・協議
- 2 現地における事故対策本部の設置
- 3 関係防災機関の設置する合同対策本部への責任者の派遣
- 4 遭難航空機の搜索、乗客等の搜索・救助活動
- 5 被害拡大防止のための現地における医療その他の応急措置
- 6 死傷病者の身元確認及び家族への通知
- 7 見舞人、遺族の受け入れ及び整理並びに問合せへの応対
- 8 関係防災機関に対する土地建物等の施設その他必要な資機材の貸与又は提供等
- 9 被害者の損害に対する補償対応

第5節 広域的な活動体制

長岡京市は、平常時から関係防災機関等との連絡を密にし、突発的航空事故発生時に総合的かつ計画的な防災活動が円滑に行われるよう広域的な活動体制の確立に万全を期するものとする。

また、長岡京市は、「一般編第3編第1章第4節 広域的応援体制」に基づき、近隣市町村、府外を含む遠隔の市町村など、複数の市町村との相互応援体制を確保するため、防災応援協定の締結を推進するものとする。

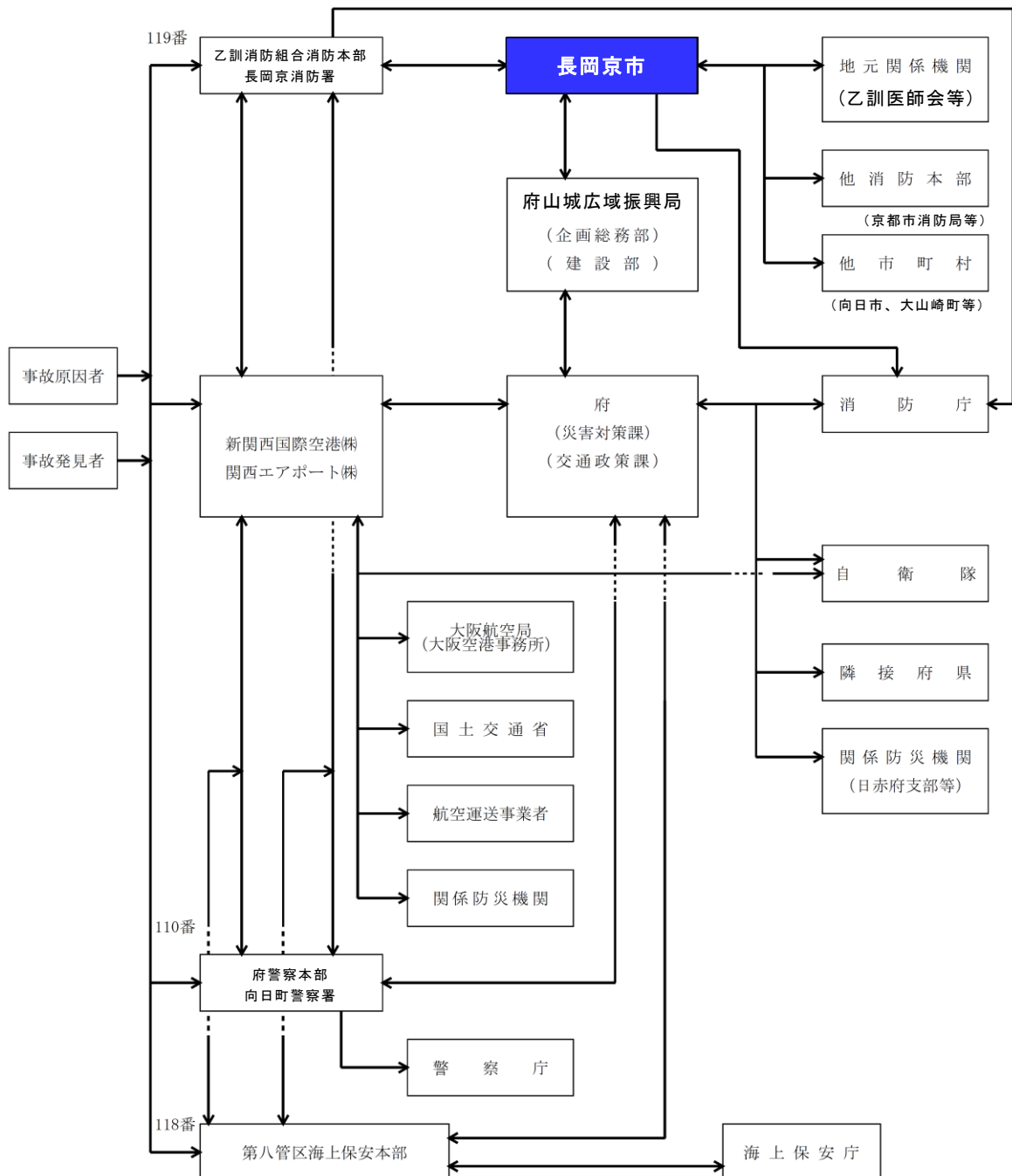
第2章 予防計画

第1節 情報連絡体制の整備

第1 情報収集・連絡体制の整備

長岡京市、京都府等関係防災機関は、突発的航空事故が発生した場合に、人命救助や被害の拡大等を防止し、地域住民、施設及び交通の安全確保を図るため、円滑な応急対策が行えるよう緊急時の情報収集、連絡体制を整備しておくものとする。(情報連絡系統下図のとおり)

■情報連絡系統図



第2 情報通信手段の整備

長岡京市、京都府等関係防災機関は、「一般編第3編第2章第1節 災害情報の収集、連絡」に基づき、突発的航空事故発生時の情報通信手段の確保に努めるものとする。

第3 情報の分析及び整理

長岡京市、京都府等関係防災機関は、平常時より、地域気象等の自然情報、社会情報等防災関連情報の分析及び整理に努めるものとする。

大阪航空局は、収集した情報を的確に分析、整理するための体制の整備を推進するものとし、必要に応じ専門家の意見を活用するなど、収集した情報を的確に分析整理するものとする。

第4 気象情報等の伝達

京都地方気象台は、「一般編第3編第2章第1節第1 災害直後における情報の収集計画」に基づき、陸上の気象情報等を適時かつ的確に発表するものとする。

第2節 防災活動体制の整備

第1 職員の体制

関係防災機関は、それぞれの機関の実情に応じ、職員の非常参集体制の整備を図る。また、必要に応じ、応急活動のためのマニュアル等を作成し、職員に周知するとともに、訓練等を行う。

第2 関係防災機関相互の連携体制

関係防災機関相互の連携体制については、「一般編第3編第1章第4節 広域的応援体制」によるものとし、関係防災機関は平常時より相互の連携強化に努める。

第3 捜索、救助・救急、医療及びの消火活動体制の整備

1 捜索、救助・救急活動

長岡京市及び乙訓消防組合は、救助工作車、救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急・救助用資機材の整備に努める。

2 医療活動

長岡京市、京都府及び医療機関は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。

3 消火活動

長岡京市及び乙訓消防組合は、消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努める。

第4 緊急輸送活動体制の整備

- 1 警察及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設の点検及び整備に努める。
- 2 災害時の交通規制を円滑に行うため、警察等は、平常時より、機関相互間の連携強化を図る。
- 3 警察及び道路管理者は、実施した交通規制の周知を図る。

第5 避難地及び避難路の整備

長岡京市、大規模避難者受入施設の管理者等は、突発的事故現場周辺の住民を安全な場所に避難させるため、避難地及び避難経路の選定と確保を行うとともに、その整備に努める。なお、避難計画の作成に当たっては、要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児等特に配慮を要するものをいう）に配慮した計画になるようにする。

第3章 応急対策計画

第1節 応急活動体制

第1 長岡京市の活動体制

1 責務

長岡京市は、突発的航空事故が発生し、被害が発生又はそのおそれがある場合において、第一次的に、被害予防・応急対策を実施する機関として、関係法令、「一般編第3編第1章第1節」の定めるところにより、長岡京市航空機事故対策本部等を設置し、京都府、他の市町村等関係防災機関及び区域内の公共的団体、住民等の協力を得て、その有する全機能をあげて、被害予防及び応急対策の実施に努める。

2 活動体制

「一般編第3編第1章第1節」によるほか、次のとおりとする。

(1) 航空事故警戒体制及び事故対策本部の設置

突発的航空事故が発生したときは、直ちに、被害情報の収集・集約、救急・救助等を実施し、航空事故警戒体制をとるが、相当な被害が予想される場合は、各班長等による協議の結果を踏まえ、長岡京市長は事故対策本部を設置する。(本部長：長岡京市長)

(2) 航空事故警戒体制の組織及び要員、事故対策本部の組織及び要員

航空事故警戒体制の組織及び要員については、「一般編第3編第1章第1節」に定める1号配備を基準とし、事故対策本部の組織及び要員は同節に定める2号配備を基準とする。

第2 関係防災機関の活動体制

1 責務

関係防災機関は、突発的航空事故が発生し、被害が発生又はそのおそれがある場合において、各機関相互の緊密な連携の確保に努め、所管の応急対策を実施するとともに、長岡京市、京都府等が実施する応急対策に協力する。

2 活動体制

関係防災機関は、その責務を遂行するための必要な体制を整備するとともに、応急対策に従事する職員の活動要領等を整備する。

第2節 通信情報連絡活動（情報の収集・伝達）

第1 被害情報等の収集及び伝達

長岡京市、京都府、向日町警察署等関係防災機関は、119番通報、110番通報、航空事業者等、大阪航空局からの通報等により、被害状況を早期に把握し、捜索、救助体制を整え、収集した被害情報を相互に連絡する。

なお、被害情報等の収集・伝達系統は、「第2章第1節第1 情報連絡系統図」のとおりとする。

1 事故原因者等

事故原因者及び事故発見者は、突発的航空事故が発生し、被害が発生又はそのおそれがあるときは、電話、電信、その他最も早く到達する手段により、直ちに最寄りの消防機関、警察署等関係防災機関にその旨を通報する。

2 航空運送業者

航空運送業者は、自己の運航する航空機について長岡京市上空又は付近において緊急事態又は事故が発生したときは、速やかに、長岡京市、京都府、大阪航空局、向日町警察署等関係防災機関に連絡する。

また、被害の状況、活動体制、応急対策の活動状況を適宜、長岡京市、京都府等関係防災機関に連絡する。

3 長岡京市

長岡京市は、上空又は付近において、突発的航空事故が発生し、被害が発生又はそのおそれがあるときには、本計画の定めるところにより、速やかにその状況をとりまとめ、京都府知事（京都府事故対策本部長）に報告するものとする。

また、消防庁が定める「直接速報基準」に該当する災害が発生した場合は、直接消防庁に報告する。

4 京都府

京都府は、大阪航空局から受けた情報を関係防災機関等へ連絡するとともに、京都府地域防災計画及び京都府防災規定の定めるところにより、長岡京市等関係防災機関と緊密に連携して、人的被害の状況等の情報を収集し、被害規模の把握に努め、これらの情報を消防庁等関係省庁へ報告する。

また、必要に応じ、ヘリコプターテレビ伝送システムの活用、事故現場で撮影された被害状況の写真などにより、早期の情報収集に努める。

なお、必要に応じ近畿地方整備局等に所属するヘリコプターの出動を要請し、早期の情報収集に努める。

5 向日町警察署

向日町警察署は、被害規模・状況の把握に努め、長岡京市、京都府等関係防災機関へ連絡する。

第2 通信手段の確保

1 突発的航空事故発生時の通信連絡

長岡京市、京都府等関係防災機関が行う予報、警報及び情報伝達若しくは被害状況の収集・報告、その他の事故応急対策に必要な指示、命令等は、加入電話、無線通信等により速やかに行う。

2 非常通信の利用

人命救助、事故の救援等のため、若しくは防災行政無線、有線回路等が使用不能又は著しく使用が困難である場合は、電波法第52条の規定による非常通信の利用を図る。

第3節 広報・広聴

広報・広聴活動は、「一般編第3編第3章 災害広報広聴計画」による他、次のとおりとする。

第1 広報担当部課及び担当者の設置

広報を担当する市民情報班は、情報の収集と公表の一元化を図る。

第2 長岡京市の広報活動

市民への広報は、概ね次のような項目について行うものとする。

- 1 事故の発生日時及び場所
- 2 被害の状況
- 3 被害者の安否情報
- 4 応急対策の実施状況
- 5 市民及び被災者に対する協力及び注意事項
- 6 その他必要と認められる事項

第3 市民への広報要領

特に、市民に協力を要請すべき事項については、その実効性を期するため、事故の規模、今後の動向等を検討し、次に掲げる方法により、効果的かつ迅速な広報を行う。

- 1 新聞、ラジオ、テレビ等報道機関に対し、特に報道の協力を要請すること。
- 2 広報番組（テレビ・ラジオ）、広報長岡京、チラシ等を利用すること。
- 3 市ホームページ、長岡京市公式LINEアカウント、SNS等を利用すること。

第4 広聴活動の実施

- (1) 航空運送業者等は、避難場所等に臨時被害相談所等を関係防災機関等の協力を得て設置し、被害者が抱える生活上の多くの不安を解消するため、被災者からの

相談、要望、苦情等多様な生活等の問題について適切に相談に応じ、速やかに関係防災機関に連絡して早期解決に努める。

- (2) 関係防災機関は、突発的航空事故に関する、住民、近隣市町村等からの各種の問合せに対して、相談窓口を設置するなどして、それぞれ担当者を明らかにして対応する。

第4節 消火、捜索、救助・救急及び医療活動

消火活動は、「一般編第3編第5章第1節」によるほか次に定めるところにより、捜索及び救助・救急活動については、「一般編第3編第11章」の定めるところによる。

また、医療救護活動については、「一般編第3編第12章」によるほか次に定めるところによる。

第1 消火活動

長岡京市は、航空機火災を知った場合は、速やかに火災の状況を把握するとともに、乙訓消防組合へ消火活動の依頼を行うものとする。

第2 捜索、救助活動

長岡京市、乙訓消防組合及び向日町警察署は、突発的航空事故に対応した救助資機材等を有効に活用して、迅速かつ的確に捜索、救助活動を行う。

1 情報の収集及び共有

長岡京市、乙訓消防組合、京都府、向日町警察署等関係防災機関は、119番通報、110番通報及び航空事業者、大阪航空局等からの通報等により、被害状況を早期に把握し、捜索、救助体制を整え、収集した被害情報を相互に連絡する。

2 長岡京市、乙訓消防組合、向日町警察署の救助活動

突発的航空事故の規模、様態に応じて、単独で、また保有している資機材で対応できないと予想される場合は、京都府、他市町村等に応援要請する。

第3 救急活動

長岡京市は、負傷者に迅速、的確な応急処置を施し、必要に応じて関係機関の協力を得て、ヘリコプターを活用するなど医療機関への効率的な搬送に努める。

1 救急要請への対応

負傷者の搬送は、原則として乙訓消防組合が行い、必要に応じて京都府消防広域応援基本計画によって支援を要請する。

2 医療機関等の連携

長岡京市及び乙訓消防組合は、迅速な医療救護活動を行うため、事故現場に救護所を設置し、状況に応じ、乙訓医師会の支援を得て、負傷者の応急手当等を行う。

第4 災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣要請

事故現場における救出困難者の発生又は多くの傷病者の同時発生により、速やかな医療措置が認められる場合、市災害対策本部は京都府に対し災害派遣医療チームの派遣を要請する。

第5節 避難対策

突発的航空事故発生時の長岡京市等関係防災機関が行う避難指示等については、「一般編第3編第6章第1節」によるほか、次のとおりとする。

第1 避難誘導の実施

長岡京市は、人命の安全を第一に避難場所及び避難経路や火災現場の所在、その他避難に対する情報提供を行い、住民等の避難誘導を行うものとする。

第2 避難場所等の開設及び運営管理

長岡京市は、必要に応じ避難場所等を開設し、住民等に周知する。

この際、避難場所等における情報伝達、食料、水等の配付、清掃等については避難者、住民等の協力を得て、常に良好なものとするよう努める。

第3 要配慮者対策

避難誘導及び避難場所等においては、要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児等特に配慮を要するものをいう）に向けた情報提供等に十分配慮する。

第6節 交通及び輸送対策

突発的航空事故における緊急輸送のための交通の確保及び緊急輸送対策については、「一般編第3編第18章第1節」によるほか、次のとおりとする。

第1 交通規制対策

1 交通規制

交通の確保及び緊急輸送のために、向日町警察署及び道路管理者は、相互に密接な連絡をとり交通規制を行い、直ちに、長岡京市航空機事故対策本部等に連絡する。

また、京都府公安委員会は、災害対策基本法第76条に基づき、応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し又は制限を実施する。

道路管理者は、道路の破損決壊、その他の事由により、道路交通が危険であると認められる場合、通行の禁止及び規制を行う。

第2 緊急輸送対策

緊急通行車両の確認は、京都府警察本部交通規制課長、高速道路交通警察隊長及び向日町警察署長において行う。

なお、その手続については、「一般編第3編第18章第2節 緊急輸送実施の手続」の定めるところによる。

第7節 自衛隊派遣要請

突発的航空事故が発生した場合の自衛隊の派遣要請については、「一般編第3編第22章 自衛隊の派遣要請」によるものとする。

第4章 災害復旧計画

突発的航空事故の災害復旧計画は、「一般編第4編」に定めるところによるほか、次のとおりとする。

第1節 復旧事業計画の作成

関係防災機関は、被災した施設等の被害状況、発生原因を考慮し、復旧事業計画を作成し、迅速かつ適切に被害を復旧するとともに、国・府又は市が費用の一部又は全額を負担又は補助するものについては、査定実施が速やかに行えるよう努める。

第2節 復旧完了予定時期の明示

関係防災機関は、可能な限り復旧予定時期の明示に努める。

第2編 鉄道災害対策

第2編 鉄道災害対策

第1章 総則

第1節 計画の目的

この計画は、列車の衝突、火災等及び橋梁等鉄道施設の被災等の大規模な鉄道事故により、多数の死傷者等が発生し、又は発生するおそれのある場合（以下「突発的鉄道事故」という。）に、救助・救急活動、医療活動、消火活動等を実施するため、鉄道事業者、長岡京市、長岡京市地域防災計画「一般災害対策編（以下「一般編」という。）第1編第1章第5節」に規定する防災機関及びこの計画において規定する防災機関（以下「関係防災機関」という。）が密接な連携を図り、直ちにとるべき対策について必要な事項を定めるものとする。

なお、この計画に定めのない事項については、一般編に基づき運用するものとする。

第2節 計画の修正

この計画は、毎年検討を加え、必要があると認められるときは修正を行う。

第3節 関係防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱

突発的鉄道事故に関し関係防災機関が処理すべき事務又は業務は、「一般編第1編第1章第5節」に定めるところによるほか次のとおりとする。

第1 長岡京市

- (1) 事故状況の実態の把握及び的確な情報の収集並びに関係防災機関への連絡通報
- (2) 関係防災機関との調整
- (3) 負傷者の救出、救護（搬送・収容）
- (4) 負傷者の身元確認
- (5) 事故拡大防止のための消火その他消防活動
- (6) 警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難の指示
- (7) 京都府又は他の市町村等に対する応援要請
- (8) 乙訓医師会に対する応援要請

第2 京都府

1 京都府山城広域振興局

- (1) 的確な情報収集及び関係防災機関への通報
- (2) 被害の状況に応じた事故警戒体制又は事故対策本部・支部の設置

- (3) 関係防災機関への協力要請及び連絡調整
- (4) 京都府救護班の出動
- (5) 日本赤十字社京都府支部及び社団法人京都府医師会、国立、公立、私立医療機関等に対する活動の要請

2 京都府向日町警察署

- (1) 関係防災機関との連携強化
- (2) 被害情報の収集及び被害実態の把握
- (3) 被災者の救出・救助
- (4) 避難誘導、立入禁止区域の設定及び交通規制
- (5) 鉄道関係機関と連携した二次災害防止
- (6) 事故現場及びその周辺の警戒警備
- (7) 遺体の検視、死体調査、身元確認等
- (8) その他事故災害に必要な警察活動

第3 指定公共機関

1 鉄道事業者（西日本旅客鉄道株式会社及び阪急電鉄株式会社）

- (1) 事故状況の収集・把握及び国土交通省等への連絡・通報
- (2) 関係防災機関との調整
- (3) 乗客の避難及び負傷者等の救出、救護
- (4) 二次災害の防止及び鉄道施設の復旧

第4節 事故原因者等の責務

突発的鉄道事故発生の原因となった責任者（以下「事故原因者等」という。）及び事故発見者は、長岡京市、京都府、鉄道事業者、向日町警察署等関係機関に対し、事故状況の迅速かつ的確な通報を行うものとする。

第5節 広域的な活動体制

「第1編第1章第5節 広域的な活動体制」を準用する。

第2章 予防計画

第1節 情報連絡体制の整備

第1 情報収集・連絡体制の整備

鉄道事業者、長岡京市及び京都府等関係防災機関は、突発的鉄道事故が発生した場合に、人命救助や被害の拡大等を防止し、地域住民、道路施設及び交通の安全確保を図るため、円滑な応急対策が行えるよう緊急時の情報収集、連絡体制を整備しておくものとする。(情報連絡系統図のとおり)

第2 情報通信手段の整備

長岡京市、京都府等関係防災機関は、「一般編第3編第2章第1節 災害情報の収集、連絡」に基づき、突発的鉄道事故発生時の情報通信手段の確保に努めるものとする。

第3 情報の分析及び整理

長岡京市、京都府等関係防災機関は、平常時より、地域気象等の自然情報、社会情報等防災関連情報の分析及び整理に努めるものとする。

また、鉄道事業者は、収集した情報を的確に分析及び整理するための体制の整備を推進するものとし、必要に応じ専門家の意見を活用するなど、収集した情報を的確に分析整理するものとする。

第4 気象情報等の伝達

「第1編第2章第1節第4 気象情報等の伝達」を準用する。

第2節 防災活動体制の整備

第1 職員の体制

「第1編第2章第2節第1 職員の体制」を準用する。

第2 関係防災機関相互の連携体制

「第1編第2章第2節第2 関係防災機関相互の連携体制」を準用する。

第3 救助・救急、医標及びの消火活動体制の整備

1 救助・救急活動

「第1編第2章第2節第3 1～3の救助・救急活動、医療活動、消火活動」を準用する。

第4 緊急輸送活動体制の整備

「第1編第2章第2節第4 緊急輸送活動体制の整備」を準用する。

第5 避難地及び避難路の整備

「第1編第2章第2節第5 避難地及び避難路の整備」を準用する。

第3節 鉄道事業者の措置

第1 鉄道施設防災計画

鉄道事業者は、突発的鉄道事故の発生に備え、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 橋梁の維持、補修及び改良強化を図る。
- (2) 法面、土留の維持、補修及び改良強化を図る。
- (3) 建築物の維持・修繕に努める。
- (4) 通信電気設備の維持・補修に努める。
- (5) 路線周辺の環境条件の変化による災害の未然防止に努める。

第2 気象情報の活用

京都地方气象台が発表する情報を有効に活用するための体制の整備を図るものとする。

第3 再発防止対策の実施

過去の事故原因究明のための総合的な調査研究を行い、その結果を踏まえ、再発防止対策を実施する。

第4 点検・監視の実施

土砂災害等からの鉄軌道の保全を図るため、橋梁等の線路防護施設の定期的な点検を行うとともに、事故により本線を走行する列車の運転に支障が生じるおそれがあるときは、当該線路の監視に努める。

第5 職員の教育体制の整備・充実

乗務員及び保安要員に対する教育訓練体制と教育内容について、教育成果の向上を図るとともに、科学的な適性検査の定期的な実施に努める。

第6 防災訓練の充実

突発的鉄道事故を想定して、防災体制の強化を図るため、関係防災機関等が一体となり、二次災害防止等のための実践的な訓練を実施する。

また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

第7 鉄道施設の整備促進

踏切道の立体交差化の整備、列車集中制御装置（CTC）、自動列車停止装置（A

T S) 等運転保安設備の整備・充実に努める。

※C T C (列車集中制御装置) : 運輸司令所に全列車の運行情報を収集し、各駅の信号やポイントを集中制御する装置

A T S (自動列車制御装置) : 列車が停止信号を現示する信号機の外方から一定の地点に接近した場合、自動的にブレーキ制御を行い列車を停止させる装置

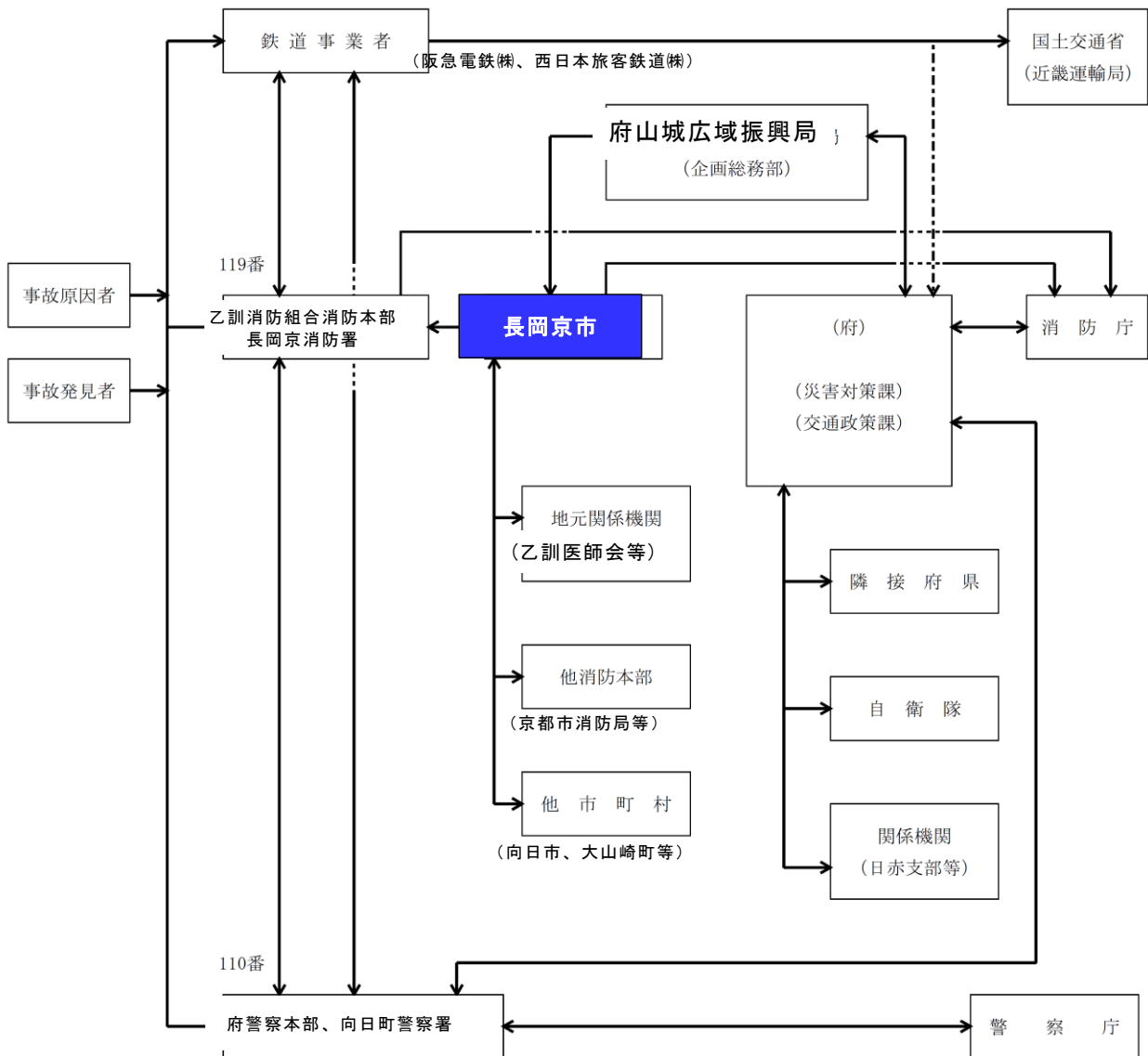
第8 各種資料の整備・保存

円滑な災害復旧を図るため、施設、車両の構造図等の資料を整備するとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

第9 防災知識の普及啓発

踏切等における自動車との衝突、置石等による列車脱線等の事故防止のため、交通安全等の普及啓発を図る。

■情報連絡系統図



第3章 応急対策計画

第1節 応急活動体制

(本部事務局)

第1 長岡京市の活動体制

1 責務

市は、突発的鉄道事故が発生し、被害が発生又はそのおそれがある場合において、第一次的に、被害予防・応急対策を実施する機関として、関係法令、「一般編第3編第1章第1節」の定めるところにより、長岡京市鉄道事故対策本部等を設置し、京都府、他の市町村等関係防災機関及び区域内の公共的団体、住民等の協力を得て、その有する全機能をあげて、被害予防及び応急対策の実施に努める。

2 活動体制

「一般編第3編第1章第1節」によるほか、次のとおりとする。

(1) 鉄道事故警戒体制及び事故対策本部の設置

突発的鉄道事故が発生したときは、直ちに、被害情報の収集・集約、救急・救助等を実施し、鉄道事故警戒体制をとるが、相当な被害が予想される場合は、各班長等による協議の結果を踏まえ、長岡京市長は事故対策本部を設置する。(本部長：長岡京市長)

(2) 鉄道事故警戒体制の組織及び要員、事故対策本部の組織及び要員

鉄道事故警戒体制の組織及び要員については、「一般編第3編第1章第1節」に定める1号配備を基準とし、事故対策本部の組織及び要員は同節に定める2号配備を基準とする。

第2 鉄道事業者の活動体制

1 責務

突発的鉄道事故が発生した場合において、被害の拡大防止のため、長岡京市、京都府等関係防災機関と連携して、速やかに応急対策を実施する。

2 活動体制

(1) 突発的鉄道事故が発生した場合は、速やかに被害の拡大防止を図るため、関係列車の非常停止の手配、乗客の避難等の必要な措置を確保するとともに、社員の非常参集、対策本部の設置等、必要な体制をとる。

(2) 突発的鉄道事故が発生した場合は、巡視等を実施し、被害状況の把握等迅速な情報収集を行う。

(3) 突発的鉄道事故が発生した場合、負傷者の搬送、救助資機材・緊急物資の輸送等の救援・救護活動が円滑に行えるよう、道路交通の混乱防止のため、京都府警察本部等に協力要請を行う。

- (4) 突発的鉄道事故が発生し、運行不能となった場合は、他の路線への振替輸送、バス代行輸送等代替交通手段を確保する。

第3 関係防災機関の活動体制

1 責務

突発的鉄道事故が発生した場合において、速やかに被害の拡大防止のため、長岡京市、京都府等関係防災機関と連携して、応急対策を実施する。

2 活動体制

関係防災機関は、その責務を遂行するための必要な体制を整備するとともに、応急対策に従事する職員の活動要領等を整備する。

第2節 通信情報連絡活動（情報の収集・伝達）

（本部事務局、市民情報班）

第1 被害情報等の収集・伝達

長岡京市、京都府、向日町警察署等関係防災機関は、119番通報、110番通報、鉄道事業者からの通報等により、被害状況を早期に把握し、救助体制を整え、収集した被害情報を相互に連絡する。

なお、被害情報等の収集・伝達系統は、「第2章第1節第1 情報連絡系統図」のとおりとし、消防庁が定める「直接速報基準」に該当する災害が発生した場合は、長岡京市は、直接消防庁に連絡する。

1 事故原因者等

事故原因者及び事故発見者は、突発的鉄道事故が発生し、被害が発生又はそのおそれがあるときは、電話、電信、その他最も早く到達する手段により、直ちに最寄りの消防機関、警察署等関係防災機関にその旨を通報する。

2 鉄道事業者

鉄道事業者は、突発的鉄道事故が発生し、被害が発生又はそのおそれがあるときは、速やかに長岡京市、国土交通省（近畿運輸局）、京都府、向日町警察署等関係防災機関に連絡する。

また、被害の状況、活動体制、応急対策の活動状況についても適宜、国土交通省（近畿運輸局）等関係防災機関に連絡する。

3 長岡京市

突発的鉄道事故が発生し、被害が発生又はそのおそれがあるときには、本計画の定めるところにより、速やかにその状況を取りまとめて、京都府知事（京都府事故対策本部長）に報告するものとする。

また、消防庁が定める「直接速報基準」に該当する災害が発生した場合は、直接消防庁に報告する。

4 京都府

京都府は、鉄道事業者から受けた情報を関係防災機関等へ連絡するとともに、長岡京市等関係防災機関と緊密に連携して、人的被害の状況等の情報を収集し、被害規模の把握に努め、これらの情報を消防庁等関係省庁へ報告する。

また、必要に応じ、ヘリコプターテレビ伝送システムの活用、事故現場で撮影された被害状況の写真などにより、早期の情報収集に努める。

5 向日町警察署

向日町警察署は、被害規模・状況の把握に努め、長岡京市、京都府等関係防災機関へ連絡する。

第2 通信手段の確保

1 突発的鉄道事故発生時の通信連絡

長岡京市、京都府等関係防災機関が行う予報、警報及び情報伝達若しくは被害状況の収集・報告、その他の事故応急対策に必要な指示、命令等は、加入電話、無線通信等により速やかに行う。

2 非常通信の利用

人命救助、事故の救援等のため、若しくは防災行政無線、有線回路等が使用不能又は著しく使用が困難である場合は、電波法第52条の規定による非常通信の利用を図る。

第3節 広報・広聴

(市民情報班)

第1 広報担当部課及び担当者の設置

関係防災機関ごとに、広報を担当する部・課及び担当責任者を定め、情報の収集と公表の一元化を図る。

第2 長岡京市の広報活動

市民への広報は、概ね次のような項目について行うものとする。

- 1 事故の発生日時及び場所
- 2 被害状況
- 3 被害者の安否情報
- 4 応急対策実施状況
- 5 交通規制の状況
- 6 市民及び被災者に対する協力及び注意事項

7 その他必要と認められる事項

第3 市民への広報要領

特に、市民に協力を要請すべき事項については、その実効性を期するため、事故の規模、今後の動向等を検討し、次に掲げる方法により、効果的かつ迅速な広報を行う。

- 1 新聞、ラジオ、テレビ等報道機関に対し、特に報道の協力を要請すること。
- 2 広報番組（テレビ・ラジオ）、広報長岡京、ホームページ等を利用すること。
- 3 市ホームページ、長岡京市公式LINEアカウント、SNS等を利用すること。

第4 広聴活動の実施

鉄道事業者等は、避難場所等に臨時被害相談所等を関係防災機関等の協力を得て設置し、被害者が抱える生活上の多くの不安を解消するため、被災者からの相談、要望、苦情等多様な生活等の問題について適切に相談に応じ、速やかに関係防災機関に連絡して早期解決に努める。

また、関係防災機関は、突発的鉄道事故に関する、住民、近隣市町村等からの各種問合せに対して、相談窓口を設置し、それぞれ担当者を明らかにして対応する。

第4節 消火、救助・救急及び医療活動

消火活動は、「一般編第3編第5章第1節」によるほか次に定めるところにより、捜索及び救助・救急活動については、「一般編第3編第3章第11節」の定めるところによる。

また、医療救護活動については、「一般編第3編第3章第12節」によるほか次に定めるところによる。

第1 消火活動

市は、鉄道火災を知った場合は、速やかに火災の状況を把握するとともに、乙訓消防組合へ消火活動の依頼を行うものとする。

また、鉄道事業者は、迅速かつ的確な初期消火活動に協力する。

第2 救助活動

市、乙訓消防組合、向日町警察署及び鉄道事業者は、突発的鉄道事故に対応した救助資機材等を有効に活用して、迅速かつ的確に救助活動を行う。

1 情報の収集及び伝達

市、乙訓消防組合、京都府及び向日町警察署は、119番通報及び110番通報、鉄道事業者からの通報等により、被害状況を早期に把握し、捜索、救助体制を整え、収集した被害情報を相互に連絡する。

2 鉄道事業者の救助活動

鉄道事業者は、事故発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する各機関に協力を求める。

3 長岡京市、乙訓消防組合、向日町警察署の救助活動

突発的鉄道事故の規模、態様に応じて、単独で、また保有している資機材で対応できないと予想される場合は、京都府、他市町村等に応援要請する。

第3 救急活動

長岡京市は、負傷者に迅速、的確な応急処置を施し、必要に応じて関係機関の協力を得て、ヘリコプターを活用するなど医療機関への効率的な搬送に努める。

1 救急要請への対応

負傷者の搬送は、原則として乙訓消防組合が行い、必要に応じて京都府消防広域応援基本計画によって支援を要請する。

2 医療機関等の連携

長岡京市及び乙訓消防組合は、迅速な医療救護活動を行うため、事故現場に救護所を設置し、状況に応じ、乙訓医師会等の支援を得て、負傷者の応急手当等を行う。

第4 災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣要請

事故現場における救出困難者の発生又は多くの傷病者の同時発生により、速やかな医療措置が認められる場合、市災害対策本部は京都府に対し災害派遣医療チームの派遣を要請する。

第5節 避難対策

(本部事務局)

突発的鉄道事故発生時の長岡京市等関係防災機関が行う避難指示等については、「一般編第3編第6章第1節」によるほか、次のとおりとする。

第1 避難誘導の実施

市は、人命の安全を第一に避難場所及び避難経路や火災現場の所在、その他避難に対する情報提供を行い、住民等の避難誘導を行うものとする。

第2 避難場所等の開設及び運営管理

市は、必要に応じ避難場所等を開設し、住民等に周知する。

この際、避難場所等における情報伝達、食料、水等の配付、清掃等については避難者、住民等の協力を得て、常に良好なものとするよう努める。

第3 要配慮者対策

避難誘導及び避難場所等においては、要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児等特に配慮を要するものをいう）に向けた情報提供等に十分配慮する。

第6節 交通及び輸送対策

（本部事務局）

突発的鉄道事故における緊急輸送のための交通の確保及び緊急輸送対策については、「一般編第3編第18章第1節」によるほか、次のとおりとする。

第1 交通規制対策

1 交通規制

交通の確保及び緊急輸送のために、向日町警察署及び道路管理者は、相互に密接な連絡をとり交通規制を行い、直ちに、長岡京市鉄道事故対策本部等に連絡する。

また、京都府公安委員会は、災害対策基本法第76条に基づき、応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限を実施する。

道路管理者は、道路の破損決壊、その他の事由により、道路交通が危険であると認められる場合、通行の禁止及び規制を行う。

第2 緊急輸送対策

緊急通行車両の確認は、京都府警察本部交通規制課長、高速道路交通警察隊長及び警察署長において行う。

なお、その手続については、「一般編第3編第18章第2節 緊急輸送実施の手続」の定めるところによる。

第7節 自衛隊派遣要請

（本部事務局）

突発的鉄道事故が発生した場合の自衛隊の派遣要請については、「一般編第3編第22章 自衛隊の派遣要請」によるものとする。

第4章 災害復旧計画

(本部事務局)

突発的鉄道事故の災害復旧計画は、「一般編第4編」に定めるところによるほか、次のとおりとする。

第1節 復旧事業計画の作成

鉄道事業者は、関係防災機関と協力し、鉄道施設等の被害状況、発生原因を考慮し、復旧事業計画を作成し、迅速かつ適切に被害を復旧するとともに、長岡京市、国又は京都府が費用の一部又は全額を負担又は補助するものについては、査定実施が速やかに行えるよう努める。

第2節 復旧完了予定時期の明示

関係防災機関は、可能な限り復旧予定時期の明示に努める。

第3編 道路災害対策

第3編 道路災害対策

第1章 総則

第1節 計画の目的

この計画は、道路における車両の衝突、火災等及びトンネル等道路施設の被災等の大規模な道路事故により、多数の死傷者等が発生し、又は発生するおそれのある場合（以下「突発的的道路事故」という。）に、救助・救急活動、医療活動、消火活動等を実施するため、長岡京市、長岡京市地域防災計画「一般災害対策編（以下「一般編」という。）第1編第1章第5節」に規定する防災機関及びこの計画において規定する防災機関（以下「関係防災機関」という。）が密接な連携を図り、直ちにとるべき対策について必要な事項を定めるものとする。

なお、この計画に定めのない事項については、一般編に基づき運用するものとする。

第2節 計画の修正

（本部事務局、建設班）

この計画は、毎年検討を加え、必要があると認められるときは修正を行う。

第3節 関係防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱

突発的的道路事故に関し関係防災機関が処理すべき事務又は業務は、「一般編第1編第1章第5節」に定めるところによるほか次のとおりとする。

第1 長岡京市

- (1) 事故状況の実態の把握及び的確な情報の収集並びに関係防災機関への連絡通報
- (2) 関係防災機関との調整
- (3) 負傷者の救出、救護（搬送・収容）
- (4) 負傷者の身元確認
- (5) 事故拡大防止のための消火その他消防活動
- (6) 警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難の指示
- (7) 京都府又は他の市町村等に対する応援要請
- (8) 乙訓医師会に対する応援要請

第2 京都府

1 京都府山城広域振興局（乙訓地域総務室）

- (1) 的確な情報収集及び関係防災機関への通報
- (2) 被害の状況に応じた事故警戒体制又は事故対策本部・支部の設置

- (3) 関係防災機関への協力要請
- (4) 関係防災機関との連絡調整
- (5) 京都府救護班の出動
- (6) 日本赤十字社京都府支部及び社団法人京都府医師会、国立、公立、私立医療機関等に対する活動の要請

2 京都府向日町警察署

- (1) 関係防災機関との連携強化
- (2) 被害情報の収集及び被害実態の把握
- (3) 被災者の救出・救助
- (4) 避難誘導、立入禁止区域の設定及び交通規制
- (5) 関係防災機関と連携した二次災害防止
- (6) 事故現場及びその周辺の警戒警備
- (7) 遺体の検視、死体調査、身元確認等
- (8) 行方不明者の搜索
- (9) その他事故災害に必要な警察活動

第3 指定地方行政機関

1 近畿地方整備局

- (1) 道路パトロールカー等による事故状況の収集・把握及び関係防災機関への連絡・通報
- (2) 関係防災機関との調整
- (3) 事故発生時の道路通行禁止、制限及び道路交通の確保
- (4) 直轄道路施設の二次災害の防止及び復旧

第4 指定公共機関

1 西日本高速道路株式会社

- (1) 道路パトロールカー等による名神高速道路及び京都第二外環状道路の事故状況の収集・把握及び関係防災機関への連絡・通報
- (2) 関係防災機関との調整
- (3) 名神高速道路及び京都第二外環状道路における事故発生時の道路通行禁止、制限及び道路交通の確保
- (4) 名神高速道路及び京都第二外環状道路の二次災害の防止及び復旧

第4節 事故原因者等の責務

突発的道路事故発生の原因となった責任者（以下「事故原因者等」という。）の主要な責務は次のとおりとする。

- 1 消防、警察等関係機関に対する事故状況の迅速かつ的確な通報及び市との連絡・協議

第5節 広域的な活動体制

（本部事務局）

市は、平常時から関係防災機関等との連絡を密にし、突発的道路事故発生時に総合的かつ計画的な防災活動が円滑に行われるよう広域的な活動体制の確立に万全を期するものとする。

また、市は、「一般編第3編第1章第4節 広域的応援体制」に基づき、近隣市町村、府外を含む遠隔の市町村など、複数の市町村との相互応援体制を確保するため、防災応援協定の締結を推進するものとする。

第2章 予防計画

第1節 情報連絡体制の整備

第1 情報収集・連絡体制の整備

市、京都府、(国) 京都国道事務所等の道路管理者及び関係防災機関は、突発的道路事故が発生した場合に、人命救助や被害の拡大等を防止し、地域住民、施設及び交通の安全確保を図るため、円滑な応急対策が行えるよう緊急時の情報収集、連絡体制を整備しておくものとする。(情報連絡系統図のとおり)

第2 情報通信手段の整備

市、京都府、(国) 京都国道事務所等の道路管理者及び関係防災機関は、「一般編第3編第2章第1節 災害情報の収集、連絡」に基づき、突発的道路事故発生時の情報通信手段の確保に努めるものとする。

第3 情報の分析及び整理

市、京都府、(国) 京都国道事務所等の道路管理者及び関係防災機関は、平常時より、地域気象等の自然情報、社会情報等防災関連情報の分析及び整理に努めるものとする。

また、道路管理者は、収集した情報を的確に分析及び整理するための体制の整備を推進するものとし、必要に応じ専門家の意見を活用するなど、収集した情報を的確に分析整理するものとする。

第4 気象情報等の伝達

京都地方気象台は、「一般編第3編第2章第1節第1 災害直後における情報の収集計画」に基づき、気象情報等を適時かつ的確に発表するものとする。

第2節 防災活動体制の整備

(本部事務局、乙訓消防本部)

第1 職員の体制

関係防災機関は、それぞれの機関の実情に応じ、職員の非常参集体制の整備を図る。また、必要に応じ、応急活動のためのマニュアル等を作成し、職員に周知するとともに、訓練等を行う。

第2 関係防災機関相互の連携体制

関係防災機関相互の連携体制については、「一般編第3編第1章第4節 広域的応援体制」によるものとし、関係防災機関は平常時より相互の連携強化に努める。

第3 救助・救急、医標及びの消火活動体制の整備

1 救助・救急活動

市及び乙訓消防組合は、救助工作車、救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急・救助用資機材の整備に努める。

2 消火活動

市及び乙訓消防組合は、京都府、（国）京都国道事務所等の道路管理者と、平常時より、機関相互間の連携強化を図るとともに、消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努める。

第4 危険物流出防除体制の整備

市、京都府及び近畿地方整備局淀川工事事務所等の道路管理者は、危険物等の流出時に的確な防除活動を行うことができるよう、資機材の整備に努める。

第5 緊急輸送活動体制の整備

- 1 警察及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設の点検及び整備に努める。
- 2 災害時の交通規制を円滑に行うため、警察等は、平常時より、機関相互間の連携強化を図る。
- 3 警察及び道路管理者は、実施した交通規制の周知を図る。

第6 避難地及び避難路の整備

市、大規模避難者受入施設の管理者等は、突発的道路事故現場周辺の住民を安全な場所に避難させるため、避難地及び避難経路の選定と確保を行うとともに、その整備に努める。

なお、避難計画の作成に当たっては、要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要するものをいう）に配慮した計画になるようにする。

第3節 道路管理者の措置

（建設班）

道路管理者は突発的道路事故の発生に備え、「一般編第2編第7章第1 道路・橋梁の整備」に定めるところによるほか、次の措置を講ずるものとする。

1 気象情報の活用

京都地方気象台が発表する情報を有効に活用するための体制の整備を図るものとする。

2 再発防止対策の実施

過去の事故原因究明のための総合的な調査研究を行い、その結果を踏まえ、再発防止対策を実施する。

3 点検の実施

道路パトロールカー等により道路施設の現況把握、定期的な点検を踏まえ、再発防止対策を実施する。

4 防災訓練の充実

突発的道路事故を想定して、防災体制の強化を図るため、関係防災機関等が一体となり、二次災害防止等のための実践的な訓練を実施する。

また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

5 道路施設の整備促進

主要な交通網が集中している地域の土砂災害対策を含めた道路防災対策事業等により、安全性・信頼性の高い道路ネットワークの整備を計画的・総合的に実施する。

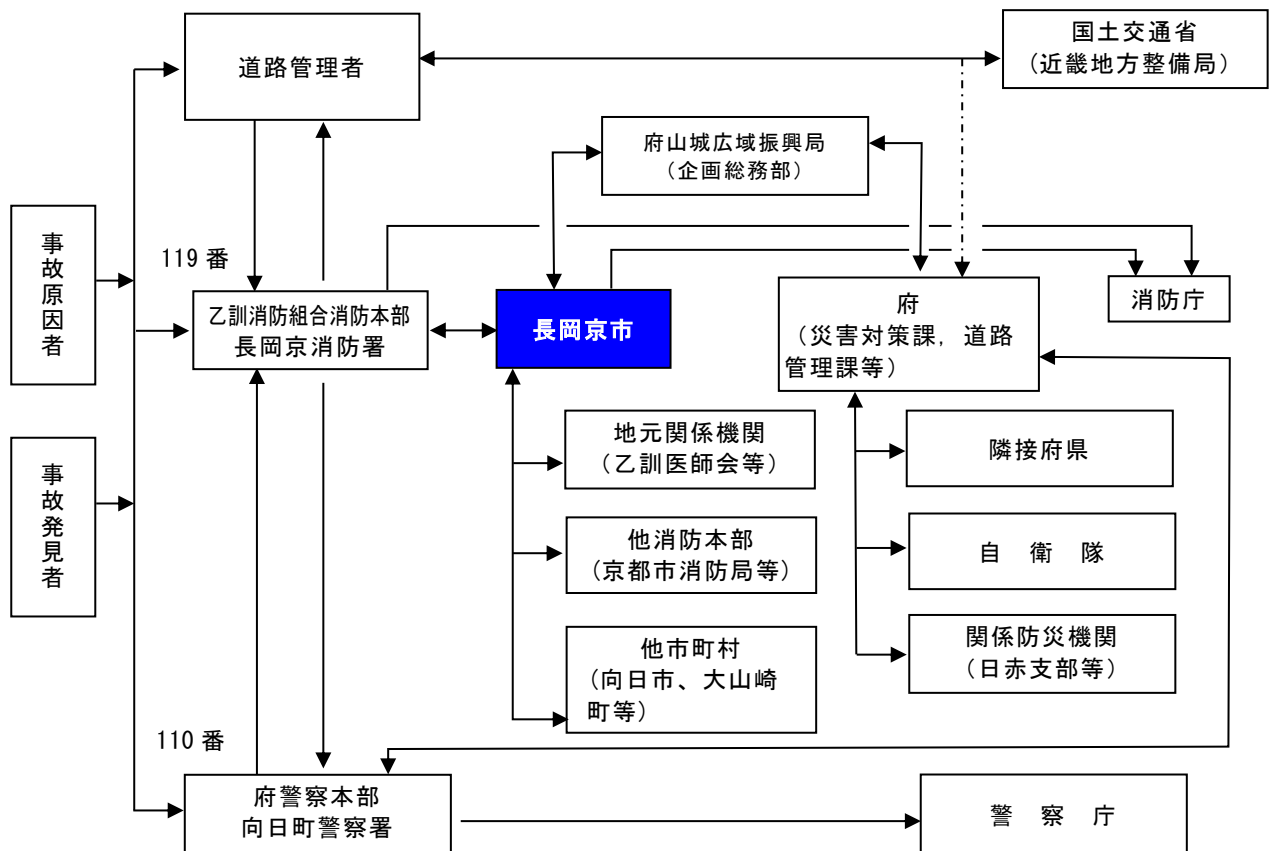
6 各種資料の整備・保存

円滑な災害復旧を図るため、重要な所管施設の構造図等の資料を整備するとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

7 防災知識の普及啓発

道路利用者に対して、事故時の対応等の防災知識の普及啓発を図る。

■情報連絡系統図



第3章 応急対策計画

第1節 応急活動体制

(本部事務局、建設班)

第1 長岡京市の活動体制

1 責務

市は、突発的道路事故が発生し、被害が発生又はそのおそれがある場合において、第一次的に、被害予防・応急対策を実施する機関として、関係法令、「一般編第3編第1章第1節」の定めるところにより、長岡京市道路事故対策本部等を設置し、京都府、他の市町村等関係防災機関及び区域内の公共的団体、住民等の協力を得て、その有する全機能をあげて、被害予防及び応急対策の実施に努める。

2 活動体制

「一般編第3編第1章第1節」によるほか、次のとおりとする。

(1) 道路事故警戒体制及び事故対策本部の設置

突発的道路事故が発生したときは、直ちに、被害情報の収集・集約、救急・救助等を実施し、道路事故警戒体制をとるが、相当な被害が予想される場合は、各班長等による協議の結果を踏まえ、市長は事故対策本部を設置する。(本部長：市長)

(2) 道路事故警戒体制の組織及び要員、事故対策本部の組織及び要員

道路事故警戒体制の組織及び要員については、「一般編第3編第1章第1節」に定める1号配備を基準とし、事故対策本部の組織及び要員は同節に定める2号配備を基準とする。

第2 道路管理者の活動体制

1 責務

突発的道路事故が発生した場合において、被害の拡大防止のため、市、京都府等関係防災機関と連携して、速やかに応急対策を実施する。

2 活動体制

(1) 突発的道路事故が発生した場合は、道路パトロールカーによる巡視等を実施し、被害状況の把握等迅速な情報収集を行う。

(2) 迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、突発的道路事故の発生による道路交通の混乱を防止し、負傷者の搬送、救助資機材・緊急物質の輸送等の救援・救護活動を円滑に実施するため、京都府警察本部と連携して必要な交通規制を行う。

(3) 道路施設の応急復旧を行うとともに、類似する災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について、緊急点検を行う。

(4) 危険物の流出が認められた場合は、市、向日町警察署等関係機関と協力し、直ちに防除活動、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努める。

第3 関係防災機関の活動体制

1 責務

突発的道路事故が発生した場合において、速やかに被害の拡大防止のため、長岡京市、京都府等関係防災機関と連携して、応急対策を実施する。

2 活動体制

関係防災機関は、その責務を遂行するための必要な体制を整備するとともに、応急対策に従事する職員の活動要領等を整備する。

第2節 通信情報連絡活動（情報の収集・伝達）

（本部事務局、市民情報班）

第1 被害情報等の収集・伝達

長岡京市、京都府及び向日町警察署等関係防災機関は、119番通報、110番通報、道路管理者からの通報等により、被害状況を早期に把握し、救助体制を整え、収集した被害情報を相互に連絡する。

なお、被害情報等の収集・伝達系統は、「第2章第1節第1 情報連絡系統図」のとおりとし、消防庁が定める「直接速報基準」に該当する災害が発生した場合は、長岡京市は、直接消防庁に連絡する。

1 事故原因者等

事故原因者及び事故発見者は、突発的道路事故が発生し、被害が発生又はそのおそれがあるときは、電話、電信、その他最も早く到達する手段により、直ちに最寄りの消防機関、警察署等関係防災機関にその旨を通報する。

2 道路管理者

道路管理者は、突発的道路事故が発生し、被害が発生又はそのおそれがあるときは、速やかに向日町警察署等関係防災機関に連絡する。

また、被害の状況、活動体制、応急対策の活動状況についても適宜、関係防災機関に連絡する。

3 長岡京市

市は、突発的道路事故が発生し、被害が発生又はそのおそれがあるときには、本計画の定めるところにより、速やかにその状況をとりまとめて、京都府知事（京都府事故対策本部長）に報告するものとする。

また、消防庁が定める「直接速報基準」に該当する災害が発生した場合は、直接消防庁に報告する。

4 京都府

京都府は、道路管理者から受けた情報を関係防災機関等へ連絡するとともに、長岡京市等関係防災機関と緊密に連携して、人的被害の状況等の情報を収集し、被害規模の把握に努め、これらの情報を消防庁等関係省庁へ報告する。

また、必要に応じ、ヘリコプターテレビ伝送システムの活用、事故現場で撮影された被害状況の写真などにより、早期の情報収集に努める。

5 向日町警察署

向日町警察署は、被害規模・状況の把握に努め長岡京市、京都府等関係防災機関へ連絡する。

第2 通信手段の確保

1 突発的道路事故発生時の通信連絡

市、京都府、(国)京都国道事務所等の道路管理者及び関係防災機関が行う予報、警報及び情報伝達若しくは被害状況の収集・報告、その他の事故応急対策に必要な指示、命令等は、加入電話、無線通信等により速やかに行う。

2 非常通信の利用

人命救助、事故の救援等のため、若しくは防災行政無線、有線回路等が使用不能又は著しく使用が困難である場合は、電波法第52条の規定による非常通信の利用を図る。

第3節 広報・広聴

(市民情報班)

「第2編第3章第3節 広報・広聴」を準用する。

第4節 消火、救助・救急、及び医療活動

(本部事務局、救護班、乙訓消防組合)

消火活動は、「一般編第3編第5章第1節」によるほか次に定めるところにより、捜索及び救助・救急活動については、「一般編第3編第11章」の定めるところによる。

また、医療救護活動については、「一般編第3編第12章」によるほか次に定めるところによる。

第1 消火活動

市は、車両火災を知った場合は、速やかに火災の状況を把握するとともに、乙訓消防組合へ消火活動の依頼を行うものとする。

また、道路管理者は、迅速かつ的確な初期消火活動に協力する。

第2 救助活動

市、京都府、(国)京都国道事務所等の道路管理者及び、乙訓消防組合、向日町警察署は、突発的道路事故に対応した救助資機材等を有効に活用して、迅速かつ的確に救助活動を行う。

1 情報の収集及び伝達

市、京都府及び向日町警察署は、119番通報及び110番通報、道路管理者からの通報等により、被害状況を早期に把握し、捜索、救助体制を整え、収集した被害情報を相互に連絡する。

2 道路管理者の救助活動

道路管理者は、事故発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する各機関に協力を求める。

3 市、乙訓消防組合、向日町警察署の救助活動

突発的道路事故の規模、態様に応じて、単独で、また保有している資機材で対応できないと予想される場合は、京都府、他市町村等に応援要請する。

第3 救急活動

「第2編第3章第4節第3 救急活動」を準用する。

第5節 避難対策

「第2編第3章第5節 避難対策」を準用する。

第6節 交通及び輸送対策

(本部事務局、建設班)

道路事故における緊急輸送のための交通の確保及び緊急輸送対策については、「一般編第3編第18章第1節」によるほか、次のとおりとする。

第1 交通規制対策

1 交通規制

交通の確保及び緊急輸送のために、向日町警察署及び道路管理者は、相互に密接な連絡をとり交通規制を行い、直ちに、長岡京市道路事故対策本部等に連絡する。

また、京都府公安委員会は、災害対策基本法第76条に基づき、応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限を実施する。

道路管理者は、道路の破損決壊、その他の事由により、道路交通が危険であると認められる場合、通行の禁止及び規制を行う。

第2 緊急輸送対策

緊急通行車両の確認は、京都府警察本部交通規制課長、高速道路交通警察隊長及び警察署長において行う。

なお、その手続きについては、「一般編第3編第18章第2節 緊急輸送実施の手続」の定めるところによる。

第7節 自衛隊派遣要請

(本部事務局、各班)

突発的道路事故が発生した場合の自衛隊の派遣要請については、「一般編第3編第22章 自衛隊の派遣要請」によるものとする。

第4章 災害復旧計画

(総務班、建設班)

突発的道路事故の災害復旧計画は、「一般編第4編」に定めるところによるほか、次のとおりとする。

第1節 復旧事業計画の作成

道路管理者は、関係防災機関と協力し、道路施設等の被害状況、発生原因を考慮し、復旧事業計画を作成し、迅速かつ適切に被害を復旧するとともに、長岡京市、国又は京都府が費用の一部又は全額を負担又は補助するものについては、査定実施が速やかに行えるよう努める。

第2節 復旧完了予定時期の明示

関係防災機関は、可能な限り復旧予定時期の明示に努める。

第4編 危険物災害対策

第4編 危険物等災害対策

第1章 総則

第1節 計画の目的

この計画は、危険物、高圧ガス、都市ガス等の漏洩・流出、火災、爆発の発生、火薬類の火災、爆発の発生、毒物・劇物の飛散、漏洩・流出、原子力発電施設以外の放射線障害の発生等により、多数の死傷者等が発生し又は発生するおそれのある場合（以下「危険物等事故」という。）に、救助・救急活動、医療活動、消火活動等を実施するため、長岡京市、長岡京市地域防災計画「一般災害対策編（以下「一般編」という。）第1編第1章第5節」に規定する防災機関及びこの計画において規定する防災機関（以下「関係防災機関」という。）が密接な連携を図り、直ちにとるべき対策について必要な事項を定めるものとする。

なお、この計画に定めのない事項については、一般編に基づき運用するものとする。

第2節 計画の修正

この計画は、毎年検討を加え、必要があると認められるときは修正を行う。

第3節 関係防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱

危険物等事故に関し関係防災機関が処理すべき事務又は業務は、「一般編第1編第1章第5節」に定めるところによるほか次のとおりとする。

第1 長岡京市

- (1) 事故状況の実態の把握及び的確な情報の収集並びに関係防災機関への連絡通報
- (2) 関係防災機関との調整
- (3) 負傷者の救出、救護（搬送・収容）
- (4) 負傷者の身元確認
- (5) 事故拡大防止のための消火その他消防活動
- (6) 警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難の指示
- (7) 京都府又は他の市町村等に対する応援要請
- (8) 危険物等に関する規制
- (9) 乙訓医師会に対する応援要請

第2 京都府

1 京都府山城広域振興局

- (1) 的確な情報収集及び関係防災機関への通報
- (2) 被害の状況に応じた事故警戒体制又は事故対策本部・支部の設置
- (3) 関係防災機関への協力要請
- (4) 関係防災機関との連絡調整
- (5) 京都府救護班の出動
- (6) 日本赤十字社京都府支部及び社団法人京都府医師会、国立、公立、私立医療機関等に対する活動の要請
- (7) 危険物等に関する指導取締

2 京都府向日町警察署

- (1) 関係防災機関との連携強化
- (2) 被害情報の収集及び被害実態の把握
- (3) 被災者の救出・救助
- (4) 避難誘導、立入禁止区域の設定及び交通規制
- (5) 事故現場及びその周辺の警戒警備
- (6) 遺体の検視、死体調査、身元確認等
- (7) 行方不明者の搜索
- (8) 危険物等に関する指導取締
- (9) その他事故災害に必要な警察活動

第3 指定地方行政機関

1 近畿経済産業局

- (1) 事故状況の収集・把握

2 中部近畿産業保安監督部近畿支部

- (1) 事故状況の収集・把握及び関係消防機関への連絡通報
- (2) 高圧ガス、都市ガス、火薬類に関する監督指導

第4節 事故原因者の責務

危険物等事故発生の原因となった責任者（以下「事故原因者」という）の主要な責務は次のとおりとする。

- 1 長岡京市、乙訓消防組合、向日町警察署等関係防災機関に対する事故状況の迅速かつ的確な通報及び長岡京市との連絡・協議
- 2 現地、事業所等における事故対策本部の設置

- 3 関係防災機関の設置する合同対策本部への責任者の派遣
- 4 現地における救助・医療その他の応急措置
- 5 死傷病者の身元確認及び家族への通知
- 6 見舞人、遺族の受け入れ及び整理並びに問合せへの応対
- 7 関係防災機関に対する土地建物等の施設その他必要な資機材の貸与又は提供等
- 8 被害者の損害に対する補償対応

第5節 広域的な活動体制

長岡京市は、平常時から関係防災機関等との連絡を密にし、危険物等事故発生時に総合的かつ計画的な防災活動が円滑に行われるよう広域的な活動体制の確立に万全を期するものとする。

また、長岡京市は、「一般編第3編第1章第4節 広域的応援体制」に基づき、近隣市町村、府外を含む遠隔の市町村など、複数の市町村との相互応援体制を確保するため、防災応援協定の締結を推進するものとする。

第2章 予防計画

第1節 情報連絡体制の整備

第1 情報収集・連絡体制の整備

危険物等の貯蔵・取扱を行う事業者（以下「事業者」という。）、長岡京市、京都府等関係防災機関は、危険物等事故が発生した場合に、人命救助や被害の拡大等を防止し、地域住民、付近施設及び通行車両の安全確保を図るため、円滑な応急対策が行えるよう緊急時の情報収集、連絡体制を整備しておくものとする。（情報連絡系統図のとおり）

第2 情報通信手段の整備

長岡京市、京都府等関係防災機関は、「一般編第3編第2章第1節 災害情報の収集、連絡」に基づき、危険物等事故発生時の情報通信手段の確保に努めるものとする。

第3 情報の分析及び整理

長岡京市、京都府等関係防災機関は、平常時より、地域気象等の自然情報、社会情報等防災関連情報の分析及び整理に努めるものとする。

また、長岡京市、京都府等関係防災機関は、収集した情報を的確に分析及び整理するための体制の整備を推進するものとし、必要に応じ専門家の意見を活用するなど、収集した情報を的確に分析整理するものとする。

第4 気象情報等の伝達

京都地方気象台は、「一般編第3編第2章第1節第1 災害直後における情報の収集計画」に基づき、気象情報等を適時かつ的確に発表するものとする。

第2節 防災活動体制の整備

第1 職員の体制

事業者及び長岡京市、京都府等関係防災機関は、それぞれの機関の実情に応じ、職員の非常参集体制の整備を図る。また、必要に応じ、応急活動のためのマニュアル等を作成し、職員に周知するとともに、訓練等を行う。

第2 関係防災機関相互の連携体制

関係防災機関相互の連携体制については、「一般編第3編第1章第4節 広域的応援体制」によるものとし、関係防災機関は平常時より相互の連携強化に努める。

第3 救助・救急、医標及びの消火活動体制の整備

1 救助・救急活動

長岡京市及び乙訓消防組合は、救助工作車、救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急・救助用資機材の整備に努める。

2 医療活動

長岡京市、京都府及び医療機関は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。

3 消火活動

長岡京市、乙訓消防組合及び事業者は、平常時より、機関相互間の連携強化を図るとともに、危険物の種類に対応した化学消火薬剤の備蓄及び化学消防車等の整備促進に努める。

第4 危険物流出防除体制の整備

長岡京市、京都府等関係防災機関は、危険物等の流出時に的確な防除活動を行うことができるよう、資機材の整備に努める。

第5 緊急輸送活動体制の整備

- 1 警察及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設の点検及び整備に努める。
- 2 災害時の交通規制を円滑に行うため、警察等は、平常時より、機関相互間の連携強化を図る。
- 3 警察及び道路管理者は、実施した交通規制の周知を図る。

第6 避難地及び避難路の整備

長岡京市、大規模避難者受入施設の管理者等は、危険物等事故現場周辺の住民を安全な場所に避難させるため、避難地及び避難経路の選定と確保を行うとともに、その整備に努める。

なお、避難計画の作成に当たっては、要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要するものをいう）に配慮した計画になるようにする。

第3節 危険物等保安措置

危険物、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物及び、原子力発電施設以外の放射線障害対策については、「一般編第2編第9章 危険物施設等災害予防計画」に定めるところによるほか、次の措置を講ずるものとする。

1 危険物等関係施設の安全性の確保

事業者は、関係法令で定める技術基準、自主保安規程等を遵守するとともに、自衛

消防組織等の設置及び定期点検・自主点検の実施等の自主保安体制の整備を促進する。

長岡京市、乙訓消防組合、国、京都府等関係防災機関は、その所管する業務に従い、危険物等関係施設に対する立入検査の実施により、施設の安全性の確保に努めるものとする。

また、事業者及び危険物取扱者等の有資格者に対し、講習会、研修会の実施等により保安管理及び危険物等に関する知識の向上を図ることにより、危険物等関係施設における保安体制の強化を図る。

2 施設、設備の応急復旧活動

事業者は、施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制、資機材を整備するものとする。

3 防災業務関係者の安全確保

長岡京市、国、京都府等関係防災機関は、応急対策活動中の安全確保のための資機材をあらかじめ整備する。

4 防災訓練の充実

危険物等事故を想定して、防災体制の強化を図るため、長岡京市、乙訓消防組合、自衛防災組織、向日町警察署等関係防災機関が一体となり、実践的な消火、救助・救急等の訓練を実施するものとする。

また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

5 各種資料の整備・保存

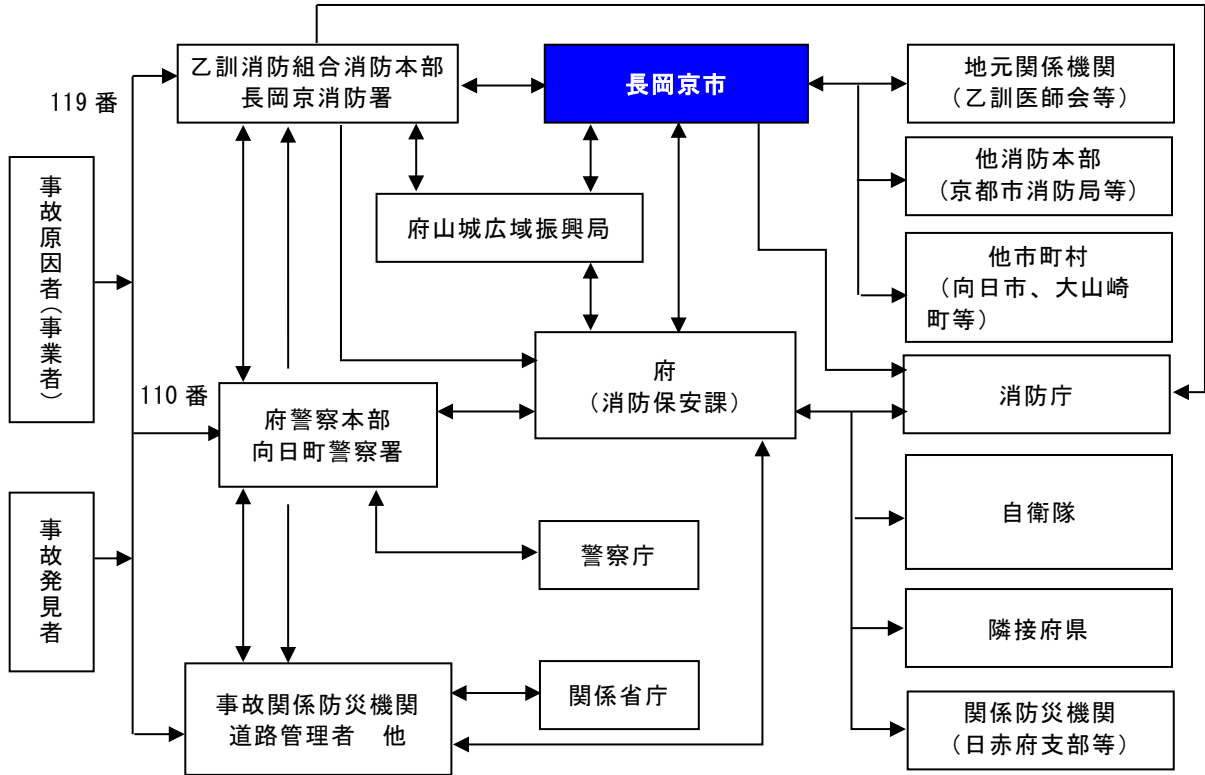
事業者等は、円滑な事故復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備するよう努める。

6 防災知識の普及啓発

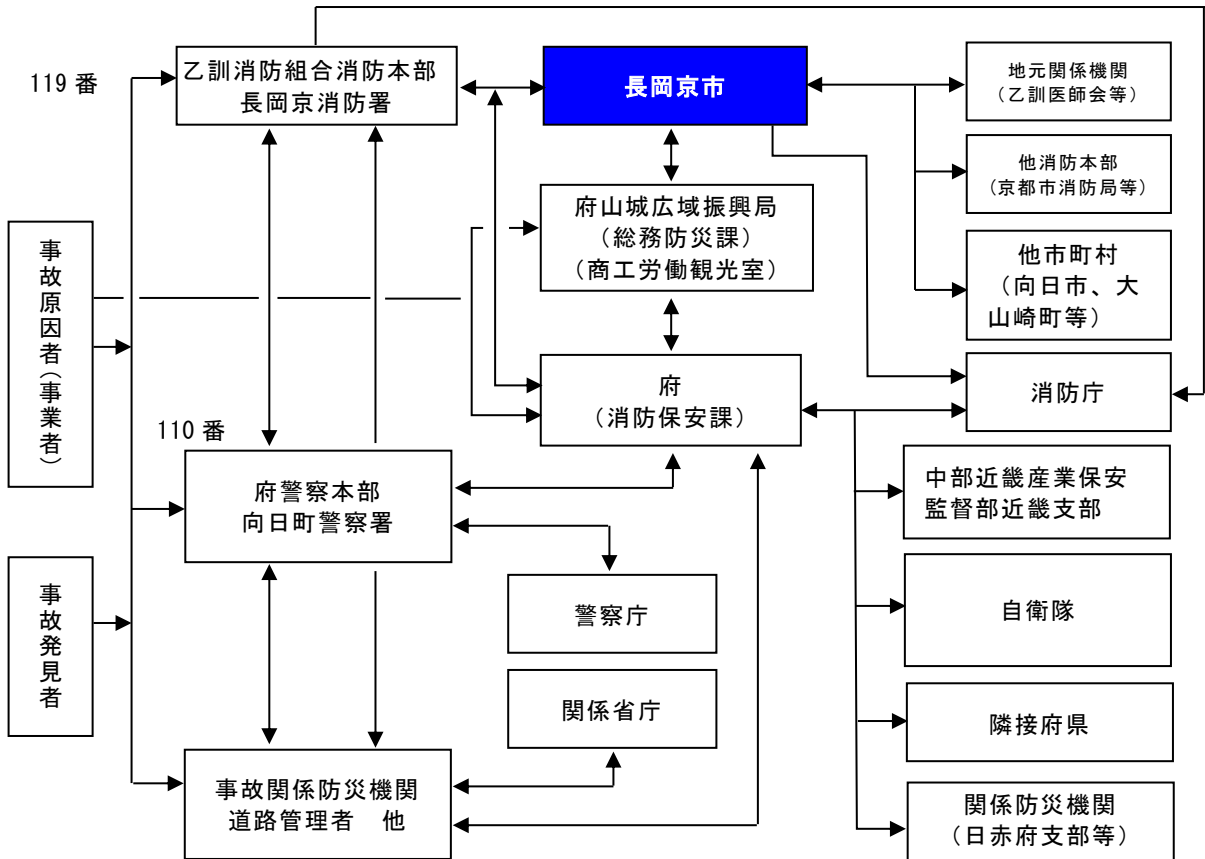
長岡京市、国、京都府等関係防災機関は、危険物安全週間や防災関連行事等を通じ、事業者、住民等に対し、その危険性を周知するとともに、事故発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及啓発を図る。

■情報連絡系統図

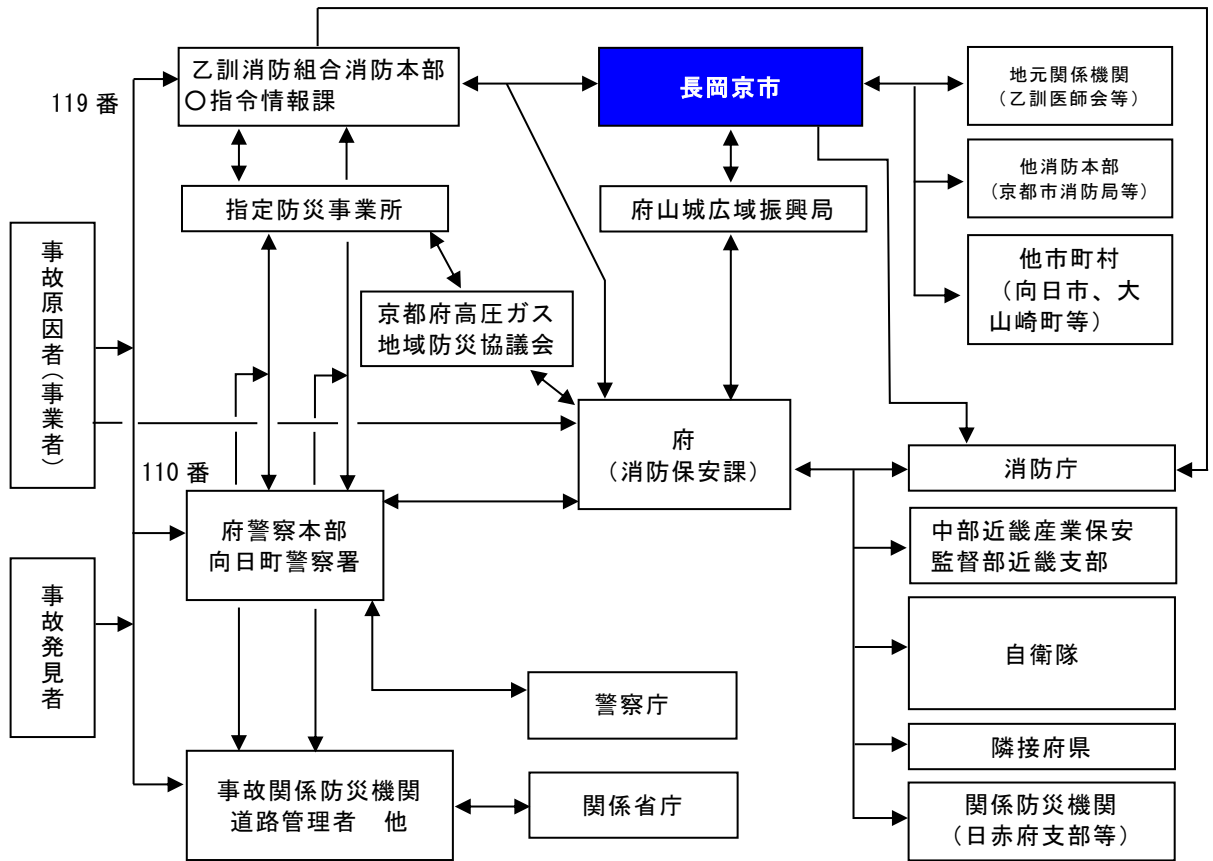
(1) 危険物事故



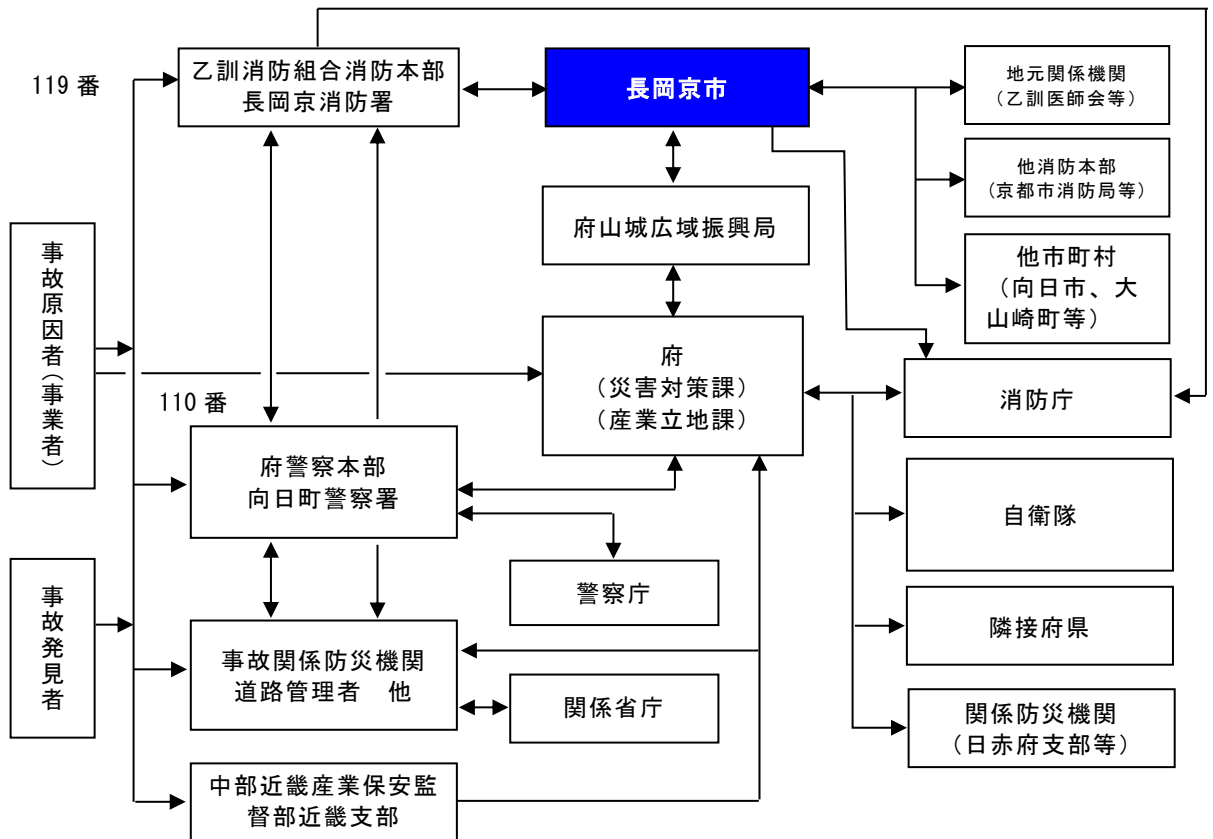
(2) 火薬類事故



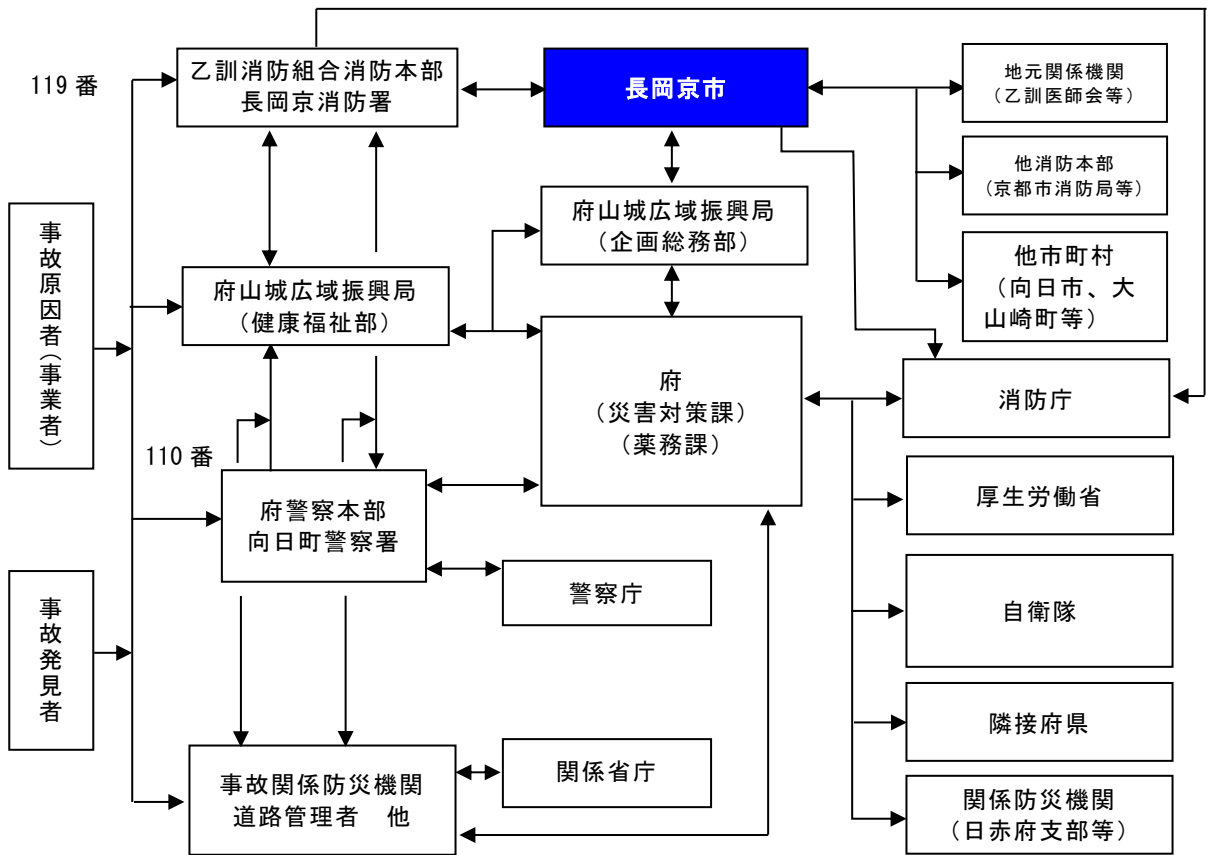
(3) 高压ガス事故



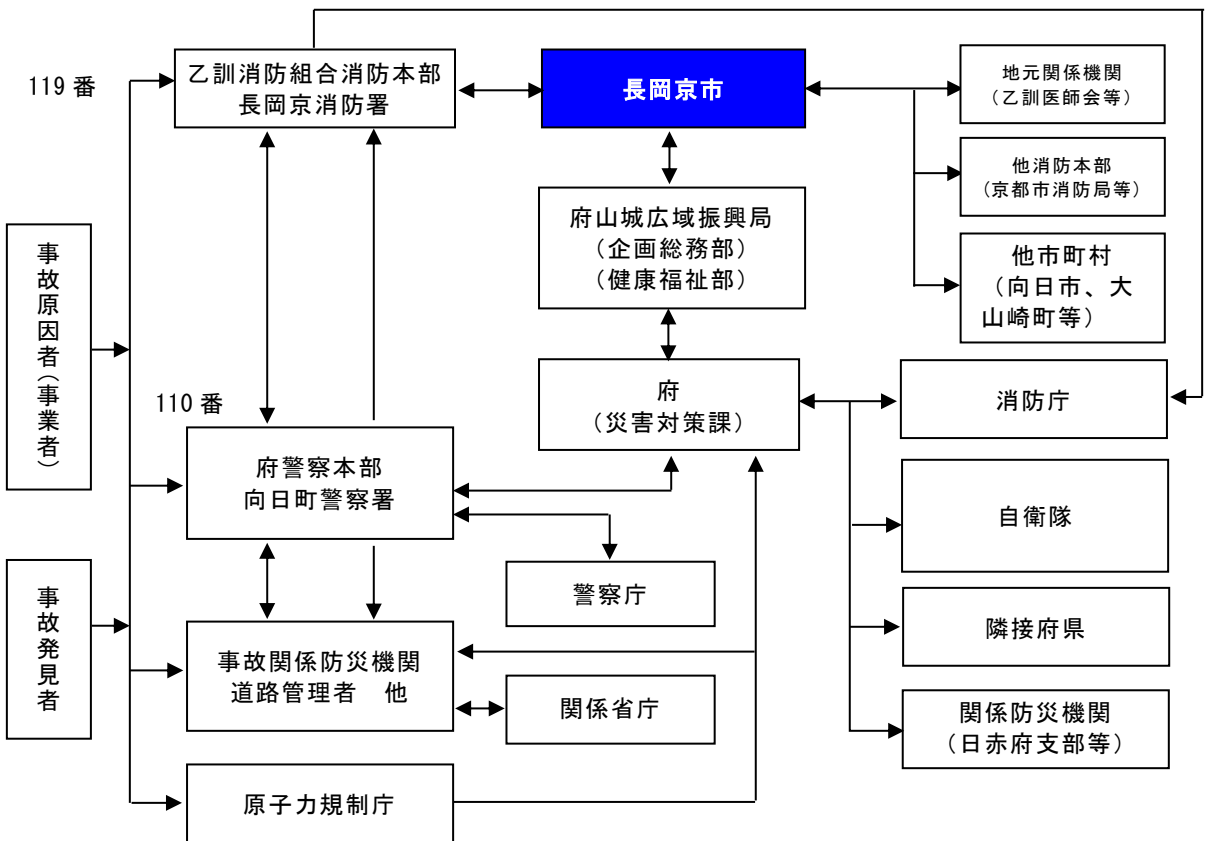
(4) 都市ガス事故



(5) 毒物・劇物事故



(6) 原子力施設以外の放射線障害



第3章 応急対策計画

第1節 応急活動体制

第1 長岡京市の活動体制

1 責務

長岡京市は、危険物等事故が発生し、被害が発生又はそのおそれがある場合において、第一次的に、被害予防・応急対策を実施する機関として、関係法令、「一般編第3編第1章第1節」の定めるところにより、長岡京市危険物等事故対策本部等を設置し、京都府、他の市町村等関係防災機関及び区域内の公共的団体、住民等の協力を得て、その有する全機能をあげて、被害予防及び応急対策の実施に努める。

2 活動体制

「一般編第3編第1章第1節」によるほか、次のとおりとする。

(1) 危険物等事故警戒体制及び事故対策本部の設置

危険物等事故が発生したときは、直ちに、被害情報の収集・集約、救急・救助等を実施し、危険物等事故警戒体制をとるが、相当な被害が予想される場合は、各班長等による協議の結果を踏まえ、長岡京市長は事故対策本部を設置する。(本部長：長岡京市長)

(2) 危険物等事故警戒体制の組織及び要員、事故対策本部の組織及び要員

危険物等事故警戒体制の組織及び要員については、「一般編第3編第1章第1節」に定める1号配備を基準とし、事故対策本部の組織及び要員は同節に定める2号配備を基準とする。

第2 事業者の活動体制

1 責務

危険物等事故が発生した場合において、被害の拡大防止のため、長岡京市、京都府等関係防災機関と連携して、速やかに応急対策を実施する。

2 活動体制

危険物等事故の発生後、速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部等必要な体制をとるものとする。

第3 関係防災機関の活動体制

1 責務

関係防災機関は、危険物等事故が発生し、被害が発生又はそのおそれがある場合において、各機関に相互の緊密な連携の確保に努め、所管の応急対策を実施するとともに、長岡京市、国、京都府等が実施する応急対策に協力する。

2 活動体制

関係防災機関は、その責務を遂行するための必要な体制を整備するとともに、応急対策に従事する職員の活動要領等を整備する。

第2節 通信情報連絡活動（情報の収集・伝達）

第1 被害情報等の収集・伝達

長岡京市、京都府、向日町警察署等関係防災機関は、119番通報、110番通報、道路管理者からの通報等により、被害状況を早期に把握し、救助体制を整え、収集した被害情報を相互に連絡する。

なお、被害情報等の収集・伝達系統は、「第2章第1節第1 情報連絡系統図」のとおりとし、消防庁が定める「直接速報基準」に該当する災害が発生した場合は、長岡京市は、直接消防庁に連絡する。

1 事故原因者等

事故原因者等（事業者）及び事故発見者は、危険物等事故が発生し、被害が発生又はそのおそれがあるときは、電話、電信、その他最も早く到達する手段により、直ちに最寄りの消防機関、警察署等関係防災機関にその旨を通報する。

2 長岡京市

長岡京市は、危険物等事故が発生し、被害が発生又はそのおそれがあるときには、本計画の定めるところにより、速やかにその状況をとりまとめて、京都府知事（京都府事故対策本部長）に報告するものとする。

また、消防庁が定める「直接速報基準」に該当する災害が発生した場合は、直接消防庁に報告する。

3 京都府

京都府は、事業者、長岡京市及び向日町警察署等関係防災機関から受けた情報を国の危険物等取扱規制担当機関へ連絡するとともに、国の危険物等取扱規制担当機関から受けた情報を関係防災機関等へ連絡する。また、必要に応じ、ヘリコプターテレビ伝送システムの活用、事故現場で撮影された被害状況の写真などにより、早期の情報収集に努める。

4 向日町警察署

向日町警察署は、被害規模・状況の把握に努め長岡京市、京都府等関係防災機関へ連絡する。

5 国

国の危険物等取扱規制担当機関は、危険物等事故が発生し、被害が発生又はそのおそれがあるときは、その所管する業務に従い、入手した情報を京都府に連絡する。

なお、国の危険物等取扱規制担当機関は、次のとおりである。

- ア 危険物…消防庁
- イ 高圧ガス、都市ガス、火薬類…「経済産業省（中部近畿産業保安監督部近畿支部）」
- ウ 毒物・劇物…厚生労働省
- エ 原子力発電施設以外の放射線障害…文部科学省

第2 通信手段の確保

1 危険物等事故発生時の通信連絡

長岡京市、京都府等関係防災機関が行う予報、警報及び情報伝達若しくは被害状況の収集・報告、その他の事故応急対策に必要な指示、命令等は、加入電話、無線通信等により速やかに行う。

2 非常通信の利用

人命救助、事故の救援等のため、若しくは防災行政無線、有線回路等が使用不能又は著しく使用が困難である場合は、電波法第52条の規定による非常通信の利用を図る。

第3節 危険物等事故の拡大防止活動

危険物、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物及び原子力発電施設以外の放射線に係る事故については、「一般編第3編第19章 危険物等応急対策計画」に定めるところにより、また、都市ガス等に係る事故については、「同編第20章第2節 ライフライン対策」に定めるところより、危険物等の種類に応じた事故の拡大防止活動を実施するほか、事業者及び長岡京市、京都府等関係防災機関は次の措置を講ずるものとする。

第1 事業者の措置

事業者は、危険物等事故発生時に的確な応急点検及び応急措置を講ずる。

第2 長岡京市、京都府等関係防災機関の措置

長岡京市、京都府等関係防災機関は、その所管する業務に従い、危険物等の流出・拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングをはじめ、住民等の避難、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など適切な応急対策を講ずる。

第4節 広報・広聴

第1 広報担当部課及び担当者の設置

関係防災機関ごとに、広報を担当する部・課及び担当責任者を定め、情報の収集と公表の一元化を図る。

第2 長岡京市の広報活動

市民への広報は、概ね次のような項目について行うものとする。

- 1 事故の発生日時及び場所
- 2 被害状況
- 3 被害者の安否情報
- 4 応急対策実施状況
- 5 市民及び被災者に対する協力及び注意事項
- 6 その他必要と認められる事項

第3 市民への広報要領

特に、市民に協力を要請すべき事項については、その実効性を期するため、事故の規模、今後の動向等を検討し、次に掲げる方法により、効果的かつ迅速な広報を行う。

- 1 新聞、ラジオ、テレビ等報道機関に対し、特に報道の協力を要請すること。
- 2 広報番組（テレビ・ラジオ）、広報長岡京、チラシ等を利用すること。
- 3 市ホームページ、長岡京市公式LINEアカウント、SNS等を利用すること。

第4 広聴活動の実施

事故原因者等は、避難場所等に臨時被害相談所等を関係防災機関等の協力を得て設置し、被害者が抱える生活上の多くの不安を解消するため、被災者からの相談、要望、苦情等多様な生活等の問題について適切に相談に応じ、速やかに関係防災機関に連絡して早期解決に努める。

また、関係防災機関は、危険物等事故に関する、住民、近隣市町村等からの各種問合せに対して、相談窓口を設置し、それぞれ担当者を明らかにして対応する。

第5節 消火、救助・救急及び医療活動

消火活動は、「一般編第3編第5章第1節」によるほか次に定めるところにより、捜索及び救助・救急活動については、「一般編第3編第11章」の定めるところによる。

また、医療救護活動については、「一般編第3編第12章」によるほか次に定めるところによる。

第1 消火活動

長岡京市は、車両火災を知った場合は、速やかに火災の状況を把握するとともに、乙訓消防組合へ消火活動の依頼を行うものとする。

また、道路管理者は、迅速かつ的確な初期消火活動に協力する。

第2 救助活動

長岡京市、乙訓消防組合及び向日町警察署等関係防災機関は、危険物等事故に対応した救助資機材等を有効に活用して、迅速かつ的確に救助活動を行う。

1 情報の収集及び伝達

長岡京市、乙訓消防組合、京都府及び向日町警察署は、119番通報及び110番通報、事業者からの通報等により、被害状況を早期に把握し、捜索、救助体制を整え、収集した被害情報を相互に連絡する。

2 長岡京市、乙訓消防組合、向日町警察署の救助活動

危険物等事故の規模、態様に応じて、単独で、また保有している資機材で対応できないと予想される場合は、京都府、他市町村等に応援要請する。

第3 救急活動

長岡京市及び乙訓消防組合は、負傷者に迅速、的確な応急処置を施し、必要に応じて関係機関の協力を得て、ヘリコプターを活用するなど医療機関への効率的な搬送に努める。

1 救急要請への対応

負傷者の搬送は、原則として乙訓消防組合が行い、必要に応じて京都府消防広域応援基本計画によって支援を要請する。

2 医療機関等の連携

長岡京市及び乙訓消防組合は、迅速な医療救護活動を行うため、事故現場に救護所を設置し、状況に応じ、乙訓医師会等の支援を得て、負傷者の応急手当等を行う。

第4 災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣要請

事故現場における救出困難者の発生又は多くの傷病者の同時発生により、速やかな医療措置が認められる場合、市災害対策本部は京都府に対し災害派遣医療チームの派遣を要請する。

第6節 避難対策

危険物等事故発生時の長岡京市等関係防災機関が行う避難指示等については、「一般編第3編第6章第1節」によるほか、次のとおりとする。

第1 避難誘導の実施

長岡京市は、人命の安全を第一に避難場所及び避難経路や火災現場の所在、その他避難に対する情報提供を行い、住民等の避難誘導を行うものとする。

第2 避難場所等の開設及び運営管理

長岡京市は、必要に応じ避難場所等を開設し、住民等に周知する。

この際、避難場所等における情報伝達、食料、水等の配付、清掃等については避難者、住民等の協力を得て、常に良好なものとするよう努めるものとする。

第3 要配慮者対策

避難誘導及び避難場所等においては、要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要するものをいう。）に向けた情報提供等に十分配慮するものとする。

第7節 交通及び輸送対策

危険物等事故における緊急輸送のための交通の確保及び緊急輸送対策については、「一般編第3編第18章第1節」によるほか、次のとおりとする。

第1 交通規制対策

1 交通規制

交通の確保及び緊急輸送のために、向日町警察署及び道路管理者は、相互に密接な連絡をとり交通規制を行い、直ちに、長岡京市危険物等事故対策本部等に連絡する。

また、京都府公安委員会は、災害対策基本法第76条に基づき、応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認められるときは、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限を実施する。

道路管理者は、道路の破損決壊、その他の事由により、道路交通が危険であると認められる場合、通行の禁止及び規制を行う。

第2 緊急輸送対策

緊急通行車両の確認は、京都府警察本部交通規制課長、高速道路交通警察隊長及び警察署長において行う。

なお、その手続きについては、「一般編第3編第18章第2節 緊急輸送実施の手続」の定めるところによる。

第8節 環境保全計画

第1 方針

危険物等事故により、大気及び公共用水域等の環境汚染が発生した場合に、市民の健康と生活環境への影響及びその拡大を防止するとともに、地域住民への被害の防止及び軽減を図る。

第2 環境影響の応急及び拡大防止措置

1 長岡京市の施策

(1) 環境汚染に関する情報を関係防災機関等へ通報する。

(2) 住民の生命・身体に危険が予測される場合は、住民への周知及び避難誘導を行う。

(3) その他、京都府の行う施策に協力する。

2 京都府の施策

京都府は、長岡京市が行う住民等への通報、指示等に関し、必要な指導・助言その他の支援を行うとともに、次の施策を行う。

(1) 関係防災機関等へ通報する。

(2) 住民の生命・身体に危険が予測される場合の周知及び避難誘導について、長岡京市へ依頼又は指示する。

(3) 環境影響調査（大気、水質、動植物等）を実施する。

第9節 自衛隊派遣要請

危険物等事故が発生した場合の自衛隊の派遣要請については、「一般編第3編第22章 自衛隊の派遣要請」によるものとする。

第4章 災害復旧計画

危険物等事故の災害復旧計画は、「一般編第4編」に定めるところによるほか、次のとおりとする。

第1節 復旧事業計画の作成

関係防災機関は、被災した施設等の被害状況、発生原因を考慮し、復旧事業計画を作成し、迅速かつ適切に被害を復旧するとともに、長岡京市、国又は京都府が費用の一部又は全額を負担又は補助するものについては、査定実施が速やかに行えるよう努める。

第2節 復旧完了予定時期の明示

関係防災機関は、可能な限り復旧予定時期の明示に努める。

第5編 大規模火災対策

第5編 大規模火災対策

第1章 総則

第1節 計画の目的

この計画は、大規模な火災（林野火災、交通機関の火災を除く。）により、多数の死傷者等が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「大規模火災」という。）に、消火活動、捜索活動、救助・救急活動、医療活動等を行うため、市、府、国等関係防災機関が、直ちにとるべき対策について必要な事項を定めるものとする。

なお、大規模火災とは、おおむね消防庁「火災・災害等即報要領」の即報基準に相当するものをいうものとする。

また、この計画に特別の定めのない事項については、長岡京市地域防災計画一般災害対策編（以下「一般編」という。）に基づき運用するものとする。

第2節 市が処理する事務及び業務の大綱

- 1 火災状況の実態の把握及び的確な情報の収集並びに関係防災機関への連絡通報
- 2 関係防災機関との調整
- 3 負傷者の救出、救護（搬送・収容）
- 4 負傷者の身元確認
- 5 火災拡大防止のための消火その他消防活動
- 6 警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難の指示
- 7 京都府又は他の市町村等に対する応援要請

第3節 広域的な活動体制

市、府、国は、平常時から関係防災機関との連絡を密にし、大規模火災発生時に総合的かつ計画的な防災活動が円滑に行われるよう広域的な活動体制の確立に万全を期するものとする。

第2章 予防計画

第1節 災害に強いまちづくり

第1 災害に強いまちの形成

市及び府は、避難路、避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川等の骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備、老朽木造住宅密集市街地の解消等を図るための土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保、耐震性貯水槽や備蓄倉庫、海水・河川水・雨水・下水処理水等を消防水利として活用するための施設の整備等を図るとともに、防火地域及び準防火地域の的確な指定による防災に配慮した土地利用への誘導等により、災害に強い都市構造の形成を図る。

第2 消防用設備等の整備、維持管理

市及び府は、多数の人が出入りする事業所等の高層建築物、地下街等の事業者に対し、法令に適合したスプリンクラー設備等の消防用設備等の設置を促進するとともに、当該建築物に設置された消防用設備等については、災害時にその機能を有効に発揮することができるよう定期的に点検を行うなど適正な維持管理に努めるよう指導を行う。

第3 建築物の防火管理体制

市及び府は、多数の人が出入りする事業所等の高層建築物、地下街等の事業者に対し、防火管理者を適正に選任するとともに、防火管理者が当該建築物についての消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施等防火管理上必要な業務を適正に行うよう指導するなど、防火管理体制の充実を図る。

第4 建築物の安全対策の推進

市及び府は、高層建築物、地下街等の事業者に対し、避難経路・火気使用店舗等の配置の適正化、防火区画の徹底などによる火災に強い構造の形成を図るとともに、不燃性材料・防災物品の使用、店舗等における火気の使用制限、安全なガスの使用などについて指導するなど火災安全対策の充実を図る。

第2節 情報連絡体制の整備

第1 情報収集・連絡体制の整備

市及び府、乙訓消防組合等の関係防災機関は、大規模火災が発生した場合に、人命救助や被害の拡大等の防止及び地域住民の安全確保を図るため、円滑な応急対策が行えるよう緊急時の情報収集、連絡体制を整備する。(情報連絡系統図のとおり)

第2 情報通信手段の整備

市及び府、乙訓消防組合等の関係防災機関は、一般編第2編第2章「情報連絡通信網の整備計画」に基づき、大規模火災が発生した場合の情報通信手段の確保に努める。

第3 情報の分析・整理

市及び府、乙訓消防組合等の関係防災機関は、平常時より、自然情報、社会情報等防災関連情報の収集・蓄積に努める。

市及び府、乙訓消防組合等は、集約した情報を分析、整理するための体制の整備を推進するものとし、必要に応じ専門家の意見を活用するなど、集約した情報を的確に分析整理する。

第4 気象情報等の伝達

京都地方気象台は、一般編第2編第1章「気象等観測・予報計画」に基づき、気象情報及び火災気象通報等を適時かつ的確に発表する。

乙訓消防組合管理者は、火災気象通報を受報し、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報（以下「火災警報」という。）を発表することができる。

乙訓消防組合管理者は火災警報を発表したときは、火災予防上必要な措置を取らなければならない。

第3節 防災活動体制の整備

第1 職員の体制

関係防災機関は、それぞれの機関の実情に応じ、職員の非常参集体制の整備を図る。

また、必要に応じ、応急活動のためのマニュアル等を作成し、職員に周知するとともに、訓練等を行う。

第2 関係防災機関相互の連携体制

関係防災機関相互の連携体制については、一般編第3編第1章第4節「広域的応援体制」によるものとし、関係防災機関は平常時より相互の連携強化に努める。

第3 救助・救急、医療及び消火活動体制の整備

1 救助・救急活動

乙訓消防組合は、救助工作車、救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用機材の整備に努める。

2 医療活動

市及び府、日本赤十字社京都府支部は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。

3 消火活動

市及び乙訓消防組合等は、平常時より、機関相互間の連携強化を図る。

第4 施設・設備の整備

市及び府、関係防災機関等は、大規模火災が発生した場合に、的確な防御活動を行うことができるよう資機材等の施設・設備の整備に努める。

第5 緊急輸送活動体制の整備

- 1 警察及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設の点検及び整備に努める。
- 2 災害時の交通規制を円滑に行うため、警察等は、平常時より、機関相互間の連携強化を図る。
- 3 警察及び道路管理者は、実施した交通規制の周知を図る。

第6 避難地及び避難路の整備

- 1 市及び大規模収容施設管理者等は、大規模火災から住民を安全な場所に避難させるため、避難地及び避難経路の選定と確保を行い、あらかじめ避難計画を作成する。
- 2 避難計画の作成に当たっては、高齢者、障害者、乳幼児等に配慮した計画となるようにする。

第7 防災知識の普及

市及び府、乙訓消防組合等の関係防災機関は、一般編第2編第13章「防災知識の普及計画」に定めるところによるほか、全国火災予防運動、防災週間等を通じ、府民に対し、大規模火災発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及啓発を行う。

第4節 消防機関等の措置

市及び府、乙訓消防組合等の関係防災機関は、「震災対策編第2編第5章火災防止計画」に定めるところによるほか、次のとおりとする。

第1 消防水利

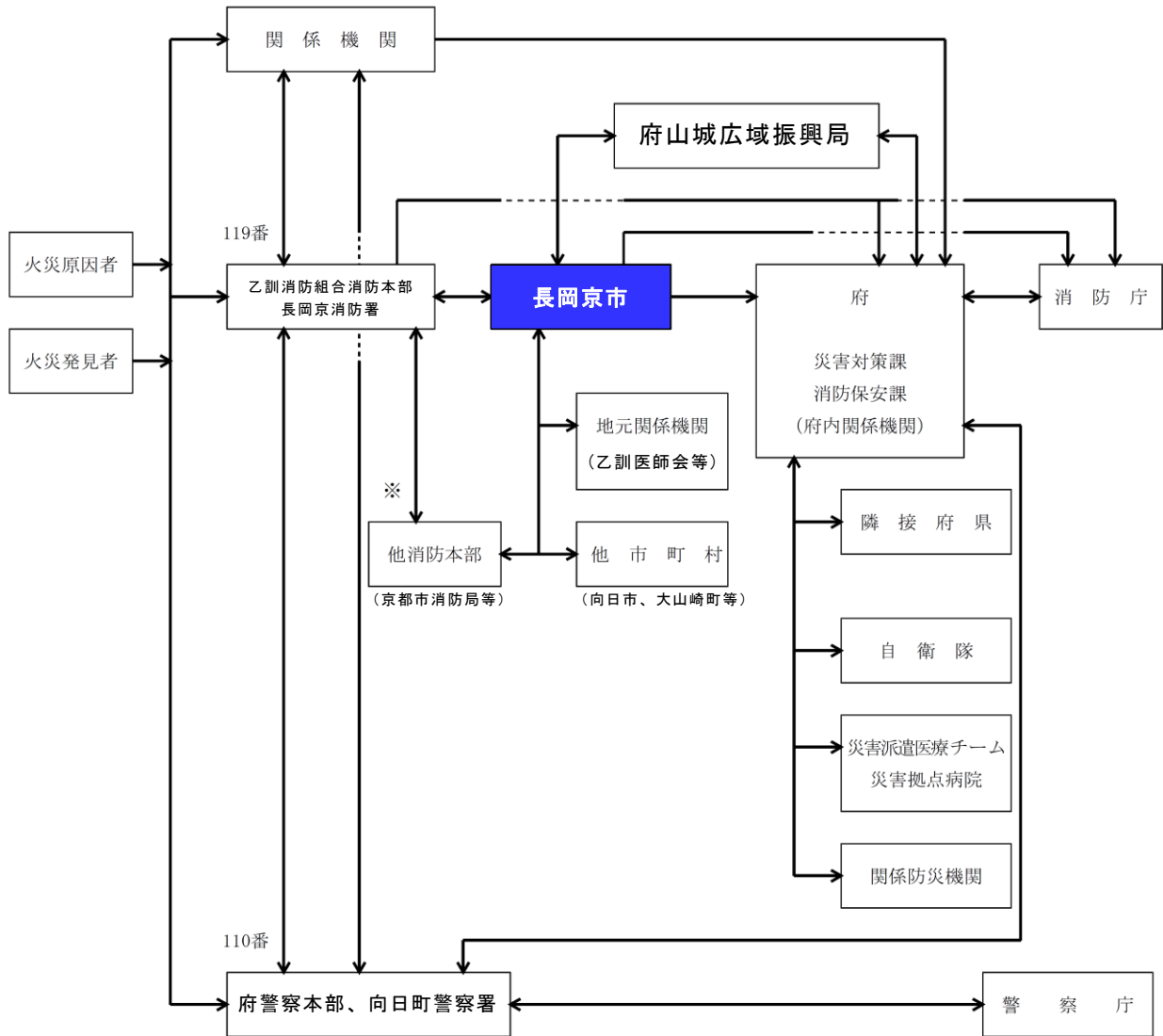
防火水槽、貯水槽の整備、海水、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等により消防水利の多様化を図るとともに、その適正配置に努める。

また、耐震性のある消防水利を確保するため、耐震性貯水槽等の整備促進を図る。

第2 資機材整備

消防用機器・資機材等の整備を促進する。

■情報連絡系統図



※京都府消防広域応援基本計画に基づいて、情報連絡を行う。

第3章 応急対策計画

第1節 市の活動体制

第1 責務

市は、市の区域において大規模火災が発生し、被害が発生又はそのおそれがある場合において、第一次的に、被害予防・応急対策を実施する機関として、法令、一般編及び長岡京市地域防災計画の定めるところにより、長岡京市大規模火災対策本部を設置し、他の市町村、府等関係防災機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能をあげて、被害予防及び応急対策の実施に努める。

第2 活動体制

- 1 市は、活動体制及び細部にわたる運営上の手続き等具体的な事項について、火災の特性を考慮して、所要の規程を整備する。
- 2 大規模火災が発生した場合に、長岡京市大規模火災対策本部の組織体制を確立するため、本部職員、消防団員等の動員について、伝達系統及び伝達方法をあらかじめ具体的に定めておく。

第2節 通信情報連絡活動（情報の収集・伝達）

大規模火災が発生した場合の関係防災機関が行う被害情報等の収集・伝達については、一般編第3編第3章によるほか、次のとおりとする。

第1 被害情報等の収集・伝達

被害情報等の収集・伝達系統は、第2編第1章第1の「情報連絡系統図」のとおりである。

1 火災原因者等

火災原因者及び火災発見者は、火災を発見した場合は、消防機関、警察機関等関係機関に火災状況等を通報するとともに、初期消火に努める。

2 市

市は、市の区域において大規模火災が発生し、被害が発生又はそのおそれがある場合は、本計画の定めるところにより、速やかにその状況を取りまとめて、知事（府大規模火災対策本部長等）に報告する。

第2 通信手段の確保

1 火災発生時の通信連絡

被害情報等の収集・伝達は、防災行政無線、加入電話、無線通信等により速やかに行う。

2 非常通信の利用

人命救助、災害の救援等のため、若しくは防災行政無線、有線回線等が使用不能又は著しく使用が困難である場合は、電波法第52条の規定による非常通信の利用を図る。

第3節 広報・広聴

広報・広聴活動は一般編第3編第3章「災害広報広聴計画」によるほか、次のとおりとする。

第1 広報担当及び担当者の設置

市民情報班を広報担当とし、市民情報班の班長を担当責任者として情報の収集と公表の一元化を図る。

第2 広報活動

市民への広報は、概ね次のような項目について行う。

- 1 火災の発生日時及び場所
- 2 被害の状況
- 3 被害者の安否情報
- 4 応急対策実施状況
- 5 市民及び被災者に対する協力及び注意事項
- 6 その他必要と認められる事項

第3 市民への広報要領

特に、市民に協力を要請すべき事項については、その実効性を期するため、火災の規模、今後の動向等を検討し、次に掲げる方法により、効果的かつ迅速な広報を行う。

- 1 新聞、ラジオ、テレビ等報道機関に対し、特に報道方要請すること。
- 2 広報番組（テレビ・ラジオ）、広報長岡京、チラシ、ポスターを利用すること。
- 3 市ホームページ、長岡京市公式LINEアカウント、SNS等を利用すること。

第4 広聴活動の実施

市及び府等の関係防災機関は、大規模火災に関する、被災地住民、府民、近隣府県民等からの各種の問合せに対して、相談窓口を設置するなどにより、それぞれ担当者を明らかにして対応する。

第4節 消火活動

市及び府、乙訓消防組合等の関係防災機関は、一般編第3編第5章により、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うほか、次のとおりとする。

第1 消火活動

大規模火災の消火活動は火災の規模、火勢の状況を判断して、現地の地形、地物を利用して直接及び間接的な消火活動を行う。

消火活動の指示については、火災発生地域全般の状況を十分掌握し、特に危険のない位置での消火活動を行うよう指示する。

火災を鎮圧し延焼の心配のなくなった地域においても、風などの影響により再燃させる危険性があるため、危険箇所の残火処理を行い、再発防止に努める。

第2 広域応援体制の確保

市の消防力の全力をあげても大規模火災への対応が困難な場合には、市及び乙訓消防組合は、京都府消防広域応援基本計画に基づき、施設や人員等の活用によって、広域的な対応を図り、火災の防除及び被害の軽減を図る。

第5節 救助及び救急活動

救助及び救急活動は、一般編第3編第11章によるほか本計画に定めるところにより、また、医療救護活動については、一般編第3編第12章の定めるところによる。

第1 救助活動

乙訓消防組合及び警察等は、救助資機材等を有効に活用して、迅速かつ的確に救助活動を行う。

1 情報の収集及び伝達

乙訓消防組合及び警察は、発見者からの119番及び110番通報等により、被害状況を早期に把握し救助体制や立ち入り規制等の体制を整え、収集した被害情報を府及び関係防災機関に連絡する。

2 応援要請

火災の規模、態様に応じて、単独で、また保有している資機材で対応できないと予想される場合は、府及び他市町村等に応援要請する。

市の被害が拡大する恐れがある場合は、京都府消防広域応援基本計画によって支援を要請する。

第2 救急活動

消防機関は、負傷者に迅速、的確な応急処置を施し、必要に応じてヘリコプターを活用するなど医療機関への効率的な搬送に努める。

1 救急要請への対応

負傷者の搬送は、原則として消防機関が行い、必要に応じて京都府消防広域応援基本計画によって支援を要請する。

2 医療機関等との連携

市は、迅速な医療救護活動を行うため、必要に応じて火災現場に救護所を設置し、負傷者の応急手当等を行う。

また、乙訓消防組合は、救急医療情報システムを活用して、搬送先医療機関の重傷者等の受入れ状況を確認し、迅速、的確に負傷者の搬送を行う。

第3 災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣

火災現場における救出困難者の発生又は多くの傷病者の同時発生により、速やかな医療措置が求められる場合、市災害対策本部は京都府に対し災害派遣医療チームの派遣を要請する。

第6節 避難対策

大規模火災発生時の市町村等が行う避難指示等については、一般編第3編第6章によるほか、次のとおりとする。

第1 避難誘導の実施

市は、人命の安全を第一に避難場所及び避難経路や火災現場の所在、その他避難に対する情報提供を行い、住民等の避難誘導を行うものとする。

第2 避難場所等の開設及び運営管理

市は、必要に応じ避難場所等を開設し、住民等に周知する。

この際、避難場所等における情報伝達、食料、水等の配付、清掃等については避難者、住民等の協力を得て、常に良好なものとするよう努める。

第3 要配慮者対策

避難誘導及び避難場所等においては、高齢者及び障がい者等に向けた情報提供等に十分配慮するものとする。

第7節 交通対策及び輸送対策

大規模火災発生時の輸送体制の確立及び交通規制等については、一般編第3編第18章によるほか、次のとおりとする。

第1 道路交通規制

- 1 公安委員会は、災害対策基本法第76条に基づき、応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めときは、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限を実施する。
- 2 道路管理者は、大規模火災による道路の破損、決壊その他の事由により、交通が危険であると認められる場合、通行の禁止及び規制を行う。

第2 緊急輸送活動

火災現場の地形等により、地上からの輸送が困難な場合は、必要に応じてヘリコプターを活用するなど効率的な搬送に努める。

第4章 災害復旧計画

大規模火災の災害復旧計画は、一般編第4編に定めるところによるほか、次のとおりとする。

第1 復旧事業計画の作成

市は、関係防災機関と協力し、大規模火災による被害状況、発生原因を考慮し、復旧事業計画を作成し、迅速かつ適切に被害を復旧するとともに、国又は府が費用の一部又は全部を負担又は補助するものについては、査定実施が速やかに行えるよう努める。

第2 防災まちづくり

市及び府は、再度の災害防止とより快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。防災まちづくりに当たっては、必要に応じ、避難路、避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川等骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備、ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等、ライフラインの耐災化等、建築物や公共施設の不燃化、耐震性貯水槽の設置等を基本的な目標とするものとする。

第3 復旧完了予定時期の明示

市及び関係防災機関は、可能な限り復旧予定時期の明示に努める。

第6編 林野火災対策

第6編 林野火災対策

第1章 総則

第1節 計画の目的

この計画は、森林、原野及び牧野における火災が発生し又は発生するおそれのある場合（以下「林野大災」という。）に、救助・救急活動、医療活動、消火活動等を実施するため、長岡京市、長岡京市地域防災計画「一般災害対策編（以下「一般編」という。）第1編第1章第5節」に規定する防災機関及びこの計画において規定する防災機関（以下「関係防災機関」という。）及び森林管理者が密接な連携を図り、直ちにとるべき対策について必要な事項を定めるものとする。

なお、この計画に定めのない事項については、一般編に基づき運用するものとする。

第2節 計画の修正

この計画は、毎年検討を加え、必要があると認められるときは修正を行う。

第3節 関係防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱

林野火災に関し関係防災機関が処理すべき事務又は業務は、「一般編第1編第1章第5節」に定めるところによるほか次のとおりとする。

1 長岡京市

- (1) 事故状況の実態の把握及び的確な情報の収集並びに関係防災機関への連絡通報
- (2) 関係防災機関との調整
- (3) 負傷者の救出、救護（搬送・収容）
- (4) 負傷者の身元確認
- (5) 火災拡大防止のための消火その他消防活動
- (6) 警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難の指示
- (7) 京都府又は他の市町村等に対する応援要請
- (8) 乙訓医師会に対する応援要請

2 京都府山城広域振興局

- (1) 的確な情報収集及び関係防災機関への通報
- (2) 被害の状況に応じた事故警戒体制又は事故対策本部・支部の設置
- (3) 関係防災機関への協力要請
- (4) 関係防災機関との連絡調整
- (5) 京都府救護班の出動

- (6) 日本赤十字社京都府支部及び社団法人京都府医師会、国立、公立、私立医療機関等に対する活動の要請

3 京都府向日町警察署

- (1) 関係防災機関との連携強化
- (2) 被害情報の収集及び被害実態の把握
- (3) 避難誘導、立入禁止区域の設定及び交通規制
- (4) 事故現場及びその周辺の警戒警備
- (5) 遺体の検視、死体調査、身元確認等
- (6) 行方不明者の捜索
- (7) その他事故災害に必要な警察活動

第4節 広域的な活動体制

長岡京市は、平常時から関係防災機関等との連絡を密にし、林野火災発生時に総合的かつ計画的な防災活動が円滑に行われるよう広域的な活動体制の確立に万全を期するものとする。

また、長岡京市は、「一般編第3編第1章第4節 広域的応援体制」に基づき、近隣市町村、府外を含む遠隔の市町村など、複数の市町村との相互応援体制を確保するため、防災応援協定の締結を推進するものとする。

第2章 予防計画

第1節 情報連絡体制の整備

第1 情報収集・連絡体制の整備

長岡京市、京都府等関係防災機関は、林野火災が発生した場合に、被害の拡大等防止を図るため、円滑な応急対策が行えるよう緊急時の情報収集、連絡体制を整備しておくものとする。(情報連絡系統図のとおり)

第2 情報通信手段の整備

長岡京市、京都府等関係防災機関は、「一般編第3編第2章第1節 災害情報の収集、連絡」に基づき、林野火災発生時の情報通信手段の確保に努めるものとする。

第3 情報の分析及び整理

長岡京市、京都府等関係防災機関は、平常時より、地域気象等の自然情報、社会情報等防災関連情報の分析及び整理に努めるものとする。

また、収集した情報を的確に分析及び整理するための体制の整備を推進するものとし、必要に応じ専門家の意見を活用するなど、収集した情報を的確に分析整理するものとする。

第4 気象情報等の伝達

京都地方気象台は、「一般編第3編第2章第1節第1 災害直後における情報の収集計画」に基づき、気象情報及び火災気象通報等を適時かつ的確に発表するものとする。

長岡京市長は、火災気象通報を受報し、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報（以下「火災警報」という。）を発表することができる。

なお、長岡京市長は、火災警報を発表したときは、林野火災予防上必要な措置をとる。

第2節 防災活動体制の整備

第1 職員の体制

関係防災機関は、それぞれの機関の実情に応じ、職員の非常参集体制の整備を図る。また、必要に応じ、応急活動のためのマニュアル等を作成し、職員に周知するとともに、訓練等を行う。

第2 関係防災機関相互の連携体制

関係防災機関相互の連携体制については、「一般編第3編第1章第4節 広域的応援体制」によるものとし、関係防災機関は平常時より相互の連携強化に努める。

第3 救助・救急、医療及びの消火活動体制の整備

1 救助・救急活動

長岡京市及び乙訓消防組合は、救助工作車、救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急・救助用資機材の整備に努める。

2 医療活動

長岡京市、京都府及び医療機関は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。

第4 施設・設備の整備

長岡京市、京都府、関係防災機関等は、林野火災が発生した場合に、的確な防除活動を行うことができるよう資機材等の施設・設備の整備及び電源確保に努める。

第5 緊急輸送活動体制の整備

- 1 警察及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設の点検及び整備に努める。
- 2 災害時の交通規制を円滑に行うため、警察等は、平常時より機関相互間の連携強化を図る。
- 3 警察及び道路管理者は、実施した交通規制の周知を図る。

第6 避難地及び避難路の整備

長岡京市、大規模避難者受入施設の管理者等は、林野火災現場周辺の住民を安全な場所に避難させるため、避難地及び避難経路の選定と確保を行うとともに、その整備に努める。なお、避難計画の作成に当たっては、要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要するものをいう）に配慮した計画になるようにする。

第7 防災知識の普及啓発

長岡京市、京都府、関係防災機関等は、「一般編第2編第13章」に定めるところによるほか、入山者、林内作業者等に対する指導、普及啓発、監視等を行う。

第3節 消防機関等の措置

市及び府、乙訓消防組合等関係防災機関は、「震災対策編第2編第5章火災防止計画」に定めるところによるほか、次のとおりとする。

第1 消防水利

防火水槽、貯水槽の整備、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等を指定消防水利として活用等により消防水利の多様化を図るとともに、その適正配置に努める。

また、耐震性のある消防水利を確保するため、耐震性貯水槽等の整備促進を図る。

第2 空中消火

関係機関の協力により、林野火災において迅速なヘリコプターによる空中消火が可能な態勢を整える。

第3 資機材整備

林野火災用工作機器、可搬式消火資機材等の消防用機器・資機材の整備を促進する。建物関係の防御対策と異なり、森林管理者等を含めた部隊の編成、出動、防御及び必要資機材等の運搬補給についての対策を図る。

第4 防火知識の普及啓発

1 入山者に対する措置

周辺市民、登山、ハイキング、山菜採取等の入山者によるタバコ等の不始末による火災を防止するため措置をとる。

2 普及啓発活動

標識版、立て看板の設置や簡易防火用水を設置するなど、防火思想の普及啓発と初期消火に対応するための設備の配備を促進する。なお、市民への普及啓発は、多発期や休日前に重点的に行うなど、十分留意する。

第4節 関係機関の措置

関係機関は、林野火災の発生に備え、自主的に予防対策を行うよう努めるとともに、次の措置を講ずるものとする。

第1 気象情報

林野火災の発生は、気象条件が極めて大きな要素となるので、気象予警報等を的確に把握し、予防に万全を期するものとする。

第2 巡回監視

林野火災発生危険の大きい期間、入山者の多い地域、開発行為の多い地域を重点的に、指導、啓発、監視等を行い、林野火災の予防と乱開発の防止に努めるものとする。

第3 入山者、林内作業者に対する措置

林野火災の原因は、タバコ、焚火等入山者の不注意によるもの又は火入れ等林内作業によるものが主因であるので、この予防を図るため次のとおり措置するものとする。

1 入山者等に対する措置

登山、ハイキング、山菜採取等の入山者によるタバコ等の不始末による火災を防止

するため次のような措置をとるものとする。

- (1) 火気取扱注意の標識等を設置し、防火意識を喚起する。
- (2) みだりに火を焚くものに対する警告、取り締りを行う。
- (3) 観光関係者による防火思想の普及啓発を図る。

2 林内作業者に対する措置

林内において事業を営むものは次の体制をとるものとする。

- (1) 林内作業者は、火気責任者を定め事業区域内に巡視員を配置すること。
- (2) 事業箇所には火気責任者の指定する喫煙所並びに焚火箇所を設け標識及び消火設備を完備する。
- (3) 事業箇所には火気責任者は、あらかじめ事業箇所内の連絡系統を定め関係機関との連絡の万全を図ること。

3 火入れ作業等に対する措置

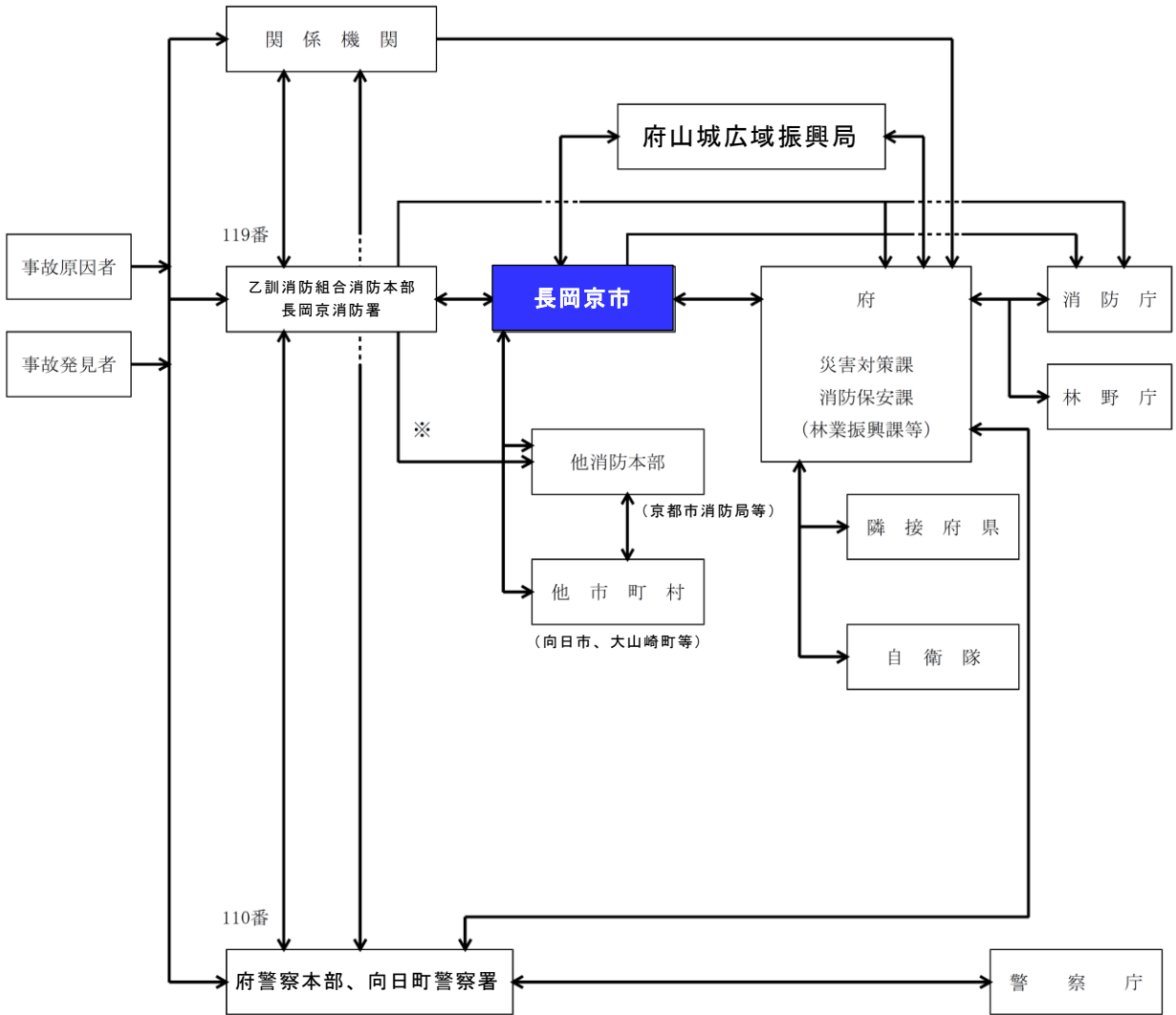
- (1) 火入れをしようとする者は、森林法第21条に基づき、その森林又は土地を管轄する長岡京市長の許可を受けたのち、防火の設備をし、隣接する山林の所有者等に火入れする旨の通知をしなければならない。
- (2) 長岡京市長は、火入れをしようとする者に対し、延焼防止のための人員配置、防火線の配置等について明確に指示すること。

第4 林野火災消防対策

平常時より次の事項に留意し、林野火災発生の際には、長岡京市及び乙訓消防組合は、積極的に早期消火を図るものとする。

- 1 消火組織の整備
- 2 林野火災消火訓練
- 3 消火資機材の整備

■情報連絡系統図



※京都府消防広域応援基本計画に基づいて、情報連絡を行う。

第3章 応急対策計画

第1節 応急活動体制

第1 長岡京市の活動体制

1 責務

長岡京市は、市域又は近隣の林地において林野火災が発生し、被害が発生又はそのおそれがある場合において、第一次的に、被害予防・応急対策を実施する機関として、関係法令、「一般編第3編第1章第1節」の定めるところにより、長岡京市林野火災対策本部等を設置し、京都府、他の市町村等関係防災機関及び区域内の公共的団体、住民等の協力を得て、その有する全機能をあげて、被害予防及び応急対策の実施に努める。

2 活動体制

「一般編第3編第1章第1節」によるほか、次のとおりとする。

(1) 林野火災事故警戒体制及び事故対策本部の設置

林野火災が発生したときは、直ちに、被害情報の収集・集約、救急・救助等を実施し、林野火災警戒体制をとるが、相当な被害が予想される場合は、各班長等による協議の結果を踏まえ、長岡京市長は事故対策本部を設置する。(本部長：長岡京市長)

(2) 林野火災警戒体制の組織及び要員、林野火災対策本部の組織及び要員

林野火災警戒体制の組織及び要員については、「一般編第3編第1章第1節」に定める1号配備を基準とし、林野火災対策本部の組織及び要員は同節に定める2号配備を基準とする。

第2節 通信情報連絡活動（情報の収集・伝達）

第1 被害情報等の収集・伝達

長岡京市、京都府、向日町警察署等関係防災機関は、119番通報、110番通報等により、被害状況を早期に把握し、救助体制を整え、収集した被害情報を相互に連絡する。なお、被害情報等の収集・伝達系統は、「第2章第1節第1 情報連絡系統図」のとおりとする。

1 火災原因者等

火災原因者及び火災発見者は、林野火災が発生し、被害が発生又はそのおそれがあるときは、電話、電信、その他最も早く到達する手段により、直ちに最寄りの消防機関、警察署等関係防災機関にその旨を通報する。

2 長岡京市

長岡京市は、市域において林野火災が発生し、被害が発生又はそのおそれがあると

きには、本計画の定めるところにより、速やかにその状況を取りまとめて、京都府知事（京都府事故対策本部長）に報告するものとする。

3 京都府

京都府は、林野火災が発生し、被害が発生又はそのおそれある場合は、長岡京市等関係防災機関と緊密に連携して、人的被害の状況等の情報を収集し、被害規模の把握に努め、これらの情報を消防庁等関係省庁へ報告するとともに、早期に林野火災に係る被害状況を把握するため、長岡京市等関係防災機関からの情報収集に努め、収集した情報を、他の関係防災機関、関係団体、隣接県等関係機関に提供する。また、必要に応じ、ヘリコプターテレビ伝送システムの活用、火災現場で撮影された被害状況の写真の活用などにより、早期の情報収集に努める。

第2 通信手段の確保

1 林野火災発生時の通信連絡

長岡京市、京都府等関係防災機関が行う予報、警報及び情報伝達若しくは被害状況の収集・報告、その他の事故応急対策に必要な指示・命令等は、加入電話、無線通信等により速やかに行う。

2 非常通信の利用

人命救助、事故の救援等のため、若しくは防災行政無線、有線回路等が使用不能又は著しく使用が困難である場合は、電波法第52条の規定による非常通信の利用を図る。

第3節 広報・広聴

第1 広報担当部課及び担当者の設置

広報を担当する市民情報班は、情報の収集と公表の一元化を図る。

第2 長岡京市の広報活動

市民への広報は、概ね次のような項目について行うものとする。

- 1 火災の発生日時及び場所
- 2 被害状況
- 3 被害者の安否情報
- 4 応急対策実施状況
- 5 住民に対する避難指示等の状況
- 6 市民及び被災者に対する協力及び注意事項
- 7 その他必要と認められる事項

第3 市民への広報要領

特に、市民に協力を要請すべき事項については、その実効性を期するため、事故の規模、今後の動向等を検討し、次に掲げる方法により、効果的かつ迅速な広報を行う。

- 1 新聞、ラジオ、テレビ等報道機関に対し、特に報道の協力を要請すること。
- 2 広報番組（テレビ・ラジオ）、広報長岡京、チラシ等を利用すること。
- 3 市ホームページ、長岡京市公式LINEアカウント、SNS等を利用すること。

第4 広聴活動の実施

長岡京市、京都府等関係防災機関は、林野火災に関する、被災地住民、近隣市町村等からの各種問合せに対して、相談窓口を設置するなどにより、それぞれ担当者を明らかにして対応する。

第4節 消火活動

長岡京市、京都府等関係防災機関は、速やかに火災の状況を把握するとともに、消火活動については、「一般編第3編第5章第1節」によるほか次に定めるところにより迅速に消火活動を行うものとする。

第1 消火活動

1 地上消火活動

林野火災の消火活動は、火災の規模、火勢の状況を判断して、現地の地形、地物を利用して直接及び間接的な消火活動を行うものとする。消火活動の指示については、火災発生地域全般の状況を十分把握し、特に危険のない位置での消火活動を行うよう指示するものとする。火災を鎮圧し、延焼のおそれのなくなった地域においても、風などの影響により、焼損木から再燃させる危険性が大きいため、危険箇所の残火処理を行い、再発防止に努めるものとする。

2 空中消火活動

長岡京市は、必要があれば関係機関等の協力を得て、ヘリコプターや空中消火用資機材を用いて地上消火活動とあわせ、効率的な消火活動を行う。

第2 広域応援体制の確保

市の消防力の全力をあげても林野火災への対応が困難な場合には、市及び乙訓消防組合は、京都府消防広域応援基本計画に基づき、施設や人員等の活用によって、広域的な対応を図り、火災の防御及び被害の軽減を図る。

第5節 救助・救急活動

救助・救急活動については、「一般編第3編第11章」によるほか次に定めるところにより、医療救護活動については、「一般編第3編第12章」の定めるところによる。

第1 救助活動

長岡京市、乙訓消防組合等関係防災機関は、林野火災に対応した救助資機材等を有効に活用して、迅速かつ的確に救助活動を行う。

1 情報の収集及び伝達

長岡京市、乙訓消防組合、向日町警察署は、119番通報及び110番通報、事業者からの通報等により、被害状況を早期に把握し、捜索、救助、立入規制等の体制を整え、収集した被害情報を相互に連絡する。また、収集した被害情報の連絡は府及び関係防災機関に対しても行う。

2 応援要請

林野火災の規模、態様に応じて、単独で、また保有している資機材で対応できないと予想される場合は、京都府、他市町村等に応援要請する。

第2 救急活動

長岡京市及び乙訓消防組合は、負傷者に迅速、的確な応急処置を施し、必要に応じて関係機関の協力を得て、ヘリコプターを活用するなど医療機関への効率的な搬送に努める。

1 救急要請への対応

負傷者の搬送は、原則として乙訓消防組合が行い、必要に応じて京都府消防広域応援基本計画によって支援を要請する。

2 医療機関等の連携

長岡京市及び乙訓消防組合は、迅速な医療救護活動を行うため、事故現場に救護所を設置し、状況に応じ、乙訓医師会等の支援を得て、負傷者の応急手当等を行う。

第3 相互応援協定

長岡京市の消防力の全力をあげても林野火災への対応が困難な場合には、広域消防相互応援協定に基づき、施設、人員及びヘリコプター等の活用によって、広域的な対応を図り、火災の防除及び被害の軽減を図る。

第6節 避難対策

林野火災発生時の長岡京市等関係防災機関が行う避難指示等については、「一般編第3編第6章第1節」によるほか、次のとおりとする。

第1 避難誘導の実施

長岡京市は、人命の安全を第一に避難場所及び避難経路や火災現場の所在、その他避難に対する情報提供を行い、住民等の避難誘導を行うものとする。

第2 避難場所等の開設及び運営管理

長岡京市は、必要に応じ避難場所等を開設し、住民等に周知する。

この際、避難場所等における情報伝達、食料、水等の配付、清掃等については避難者、住民等の協力を得て、常に良好なものとするよう努めるものとする。

第3 要配慮者対策

避難誘導及び避難場所等においては、要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児等特に配慮を要するものをいう）に向けた情報提供等に十分配慮するものとする。

第7節 交通及び輸送対策

林野火災における緊急輸送のための交通の確保及び緊急輸送対策については、「一般編第3編第18章」によるほか、次のとおりとする。

第1 交通規制対策

1 交通規制

交通の確保及び緊急輸送のために、向日町警察署及び道路管理者は、相互に密接な連絡をとり交通規制を行い、直ちに、長岡京市林野火災対策本部等に連絡する。

また、京都府公安委員会は、災害対策基本法第76条に基づき、応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限を実施する。

道路管理者は、道路の破損決壊、その他の事由により、道路交通が危険であると認められる場合、通行の禁止及び規制を行う。

第2 緊急輸送対策

火災現場の地形等により、地上からの輸送が困難な場合は、必要に応じてヘリコプターを活用など効率的な搬送に努める。

第8節 自衛隊派遣要請

林野火災が発生した場合の自衛隊の派遣要請については、「一般編第3編第22章 自衛隊の派遣要請」によるものとする。

第4章 災害復旧計画

林野火災の災害復旧計画は、「一般編第4編」に定めるところによるほか、次のとおりとする。

第1節 復旧事業計画の作成

関係防災機関は、鉄道施設等の被害状況、発生原因を考慮し、復旧事業計画を作成し、迅速かつ適切に被害を復旧することに努める。長岡京市、国又は京都府が費用の一部又は全額を負担又は補助するものについては、査定実施が速やかに行えるよう努める。

第2節 復旧完了予定時期の明示

関係防災機関は、可能な限り復旧予定時期の明示に努める。

第7編 広域停電対策

第7編 広域停電対策

第1章 総則

第1節 計画の目的

この計画は、広域的に発生した停電事故により、多数の住民の生活に支障を来す災害が発生した場合（以下「広域停電事故」という。）に、救助・救急活動、医療活動、消火活動等を実施するため、長岡京市、長岡京市地域防災計画「一般災害対策編（以下「一般編」という。）第1編第1章5節」に規定する防災機関及びこの計画において規定する防災機関（以下「関係防災機関」という。）が密接な連携を図り、直ちにとるべき対策について必要な事項を定めるものとする。なお、この計画に定めのない事項については、一般編に基づき運用するものとする。

第2節 計画の修正

この計画は、毎年検討を加え、必要があると認められるときは修正を行う。

第3節 関係防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱

広域停電事故に関し関係防災機関が処理すべき事務又は業務は、「一般編第1編第1章5節」に定めるところによるほか次のとおりとする。

1 長岡京市

- (1) 事故状況の実態の把握及び的確な情報の収集並びに関係防災機関への連絡通報
- (2) 関係防災機関との調整
- (3) 二次災害防止のための活動
- (4) 付近住民に対する情報提供
- (5) 京都府又は他の市町村等に対する応援要請
- (6) 乙訓医師会に対する応援要請

2 京都府山城広域振興局

- (1) 的確な情報収集及び関係防災機関への通報
- (2) 被害の状況に応じた事故警戒体制又は事故対策本部・支部の設置
- (3) 関係防災機関への協力要請
- (4) 関係防災機関との連絡調整
- (5) 京都府救護班の出動
- (6) 日本赤十字社京都府支部及び社団法人京都府医師会、国立、公立、私立医療機関等に対する活動の要請

3 京都府向日町警察署

- (1) 関係防災機関との連携強化
- (2) 被害情報の収集及び被害実態の把握
- (3) 被災者の救出・救助
- (4) 事故により影響を受ける地域の交通規制及び警戒警備
- (5) その他事故災害に必要な警察活動

4 関西電力送配電株式会社

- (1) 長岡京市との連絡・協議及び京都府、長岡京市、向日町警察署等関係防災機関に対する事故状況の迅速かつ的確な通報
- (2) 非常災害対策本部の設置
- (3) 関係防災機関の設置する合同対策本部への責任者の派遣
- (4) 事故により影響を受ける地域住民への情報提供、相談対応

第4節 広域的な活動体制

長岡京市は、平常時から関係防災機関等との連絡を密にし、広域停電事故発生時に総合的かつ計画的な防災活動が円滑に行われるよう広域的な活動体制の確立に万全を期するものとする。また、長岡京市は、「一般編第3編第1章第4節 広域支援体制」に基づき、近隣市町村、府外を含む遠隔の市町村など、複数の市町村との相互応援体制を確保するため、防災応援協定の締結を推進するものとする。

第2章 予防計画

第1節 情報連絡体制の整備

第1 情報収集・連絡体制の整備

長岡京市、京都府、関西電力株式会社及び関西電力送配電株式会社等は、広域停電事故が発生した場合に、被害の拡大等防止し、安全確保を図るため、円滑な応急対策が行えるよう緊急時の情報収集、連絡体制を整備しておくものとする。(情報連絡系統図のとおり)

第2 情報通信手段の整備

長岡京市、京都府、関西電力株式会社及び関西電力送配電株式会社等は、「一般編第3編第2章第1節 災害情報の収集、連絡」に基づき、広域停電事故発生時の情報通信手段の確保に努めるものとする。

第3 情報の分析及び整理

長岡京市、京都府、関西電力株式会社及び関西電力送配電株式会社等は、平常時より、地域気象等の自然情報、社会情報等防災関連情報の分析及び整理に努めるものとする。また、関西電力株式会社及び関西電力送配電株式会社は、収集した情報を的確に分析及び整理するための体制の整備を推進するものとし、必要に応じ専門家の意見を活用するなど、収集した情報を的確に分析整理するものとする。

第2節 防災活動体制の整備

第1 職員の体制

関係防災機関は、それぞれの機関の実情に応じ、職員の非常参集体制の整備を図る。また、必要に応じ、応急活動のためのマニュアル等を作成し、職員に周知するとともに、訓練等を行う。

第2 関係防災機関相互の連携体制

関係防災機関相互の連携体制については、「一般編第3編第1章第4節 広域的応援体制」によるものとし、関係防災機関は平常時より相互の連携強化に努める。

第3 救助・救急、医療及びの消火活動体制の整備

1 救助・救急活動

長岡京市及び乙訓消防組合は、救助工作車、救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急・救助用資機材の整備に努める。

2 医療活動

長岡京市、京都府及び医療機関は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。

第4 施設・設備の整備

長岡京市、京都府等関係防災機関は、広域停電事故が発生した場合に、的確な防除活動を行うことができるよう資機材等の施設・設備の整備及び電源確保に努める。

第5 緊急輸送活動体制の整備

- 1 警察及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設の点検及び整備に努める。
- 2 災害時の交通規制を円滑に行うため、警察等は、平常時より、機関相互間の連携強化を図る。
- 3 警察及び道路管理者は、実施した交通規制の周知を図る。

第6 避難地及び避難路の整備

長岡京市、大規模避難者受入施設の管理者等は、広域停電事故現場周辺の住民を安全な場所に避難させるため、避難地及び避難経路の選定と確保を行うとともに、その整備に努める。なお、避難計画の作成に当たっては、要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要するものをいう）に配慮した計画になるようにする。

第3節 関西電力株式会社及び関西電力送配電株式会社の措置

関西電力株式会社及び関西電力送配電株式会社は、広域停電事故の発生に備え、「一般編第2編第11章 ライフライン施設の災害予防計画」に定めるところによるほか、次の措置を講ずるものとする。

第1 再発防止対策の実施

過去の事故原因究明のための総合的な調査研究を行い、その結果を踏まえ、再発防止対策を実施する。

第2 防災訓練の実施

広域停電事故を想定して、防災体制の強化を図るため、関係防災機関等が一体となり、二次災害防止等のための訓練を実施する。

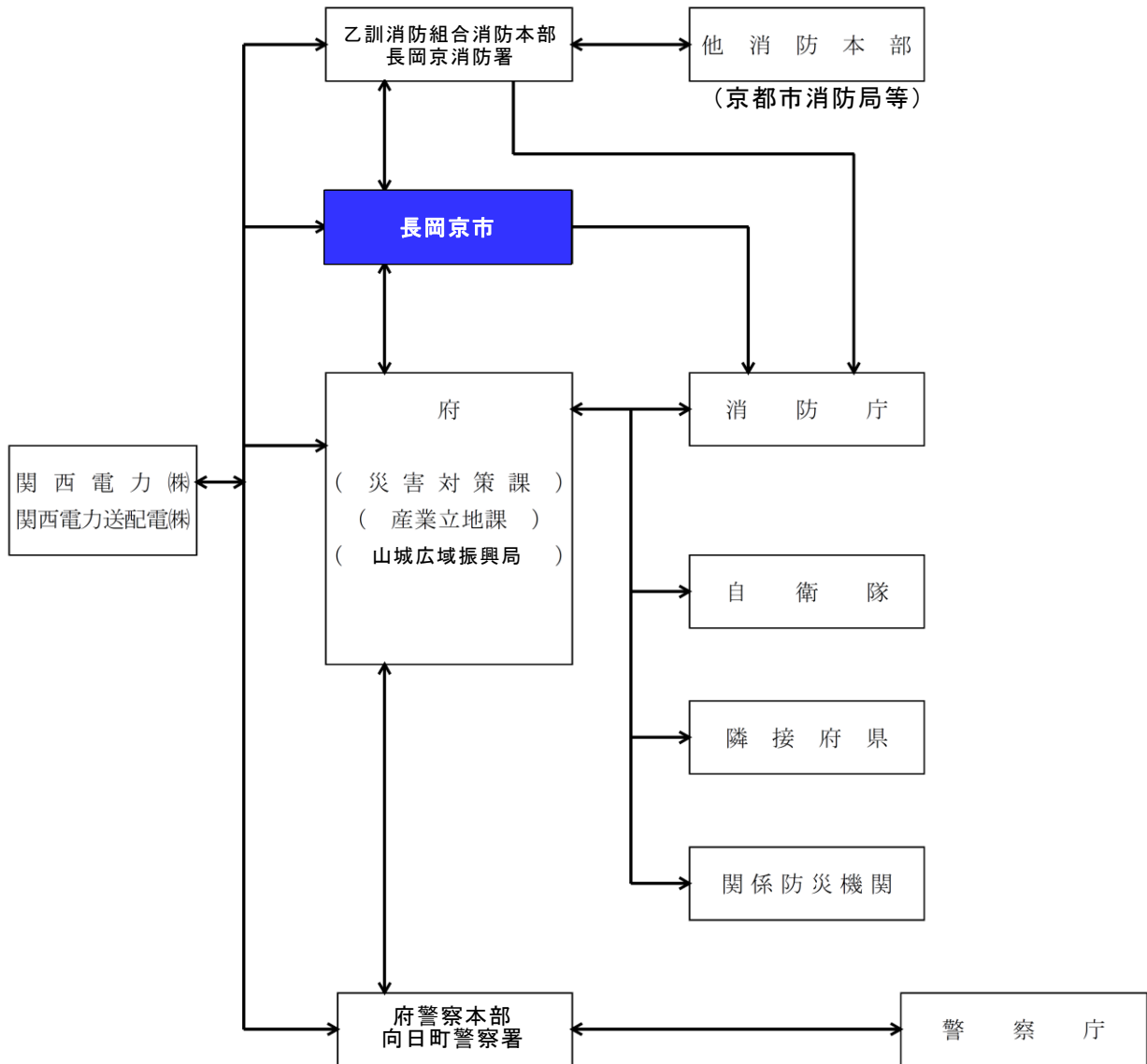
第3 電力施設の整備促進

施設の防災対策等を実施し、安全性・信頼性の向上を計画的・総合的に実施する。

第4 防災知識の普及啓発

電気利用者に対し、事故時の対応等の防災知識の普及啓発を図る。

■情報連絡系統図



第3章 応急対策計画

第1節 応急活動体制

第1 長岡京市の活動体制

1 責務

長岡京市は、市内において広域停電事故が発生し、被害が発生又はそのおそれがある場合において、第一次的に、被害予防・応急対策を実施する機関として、関係法令、「一般編第3編第1章第1節」の定めるところにより、長岡京市広域停電事故対策本部等を設置し、京都府、他の市町村等関係防災機関及び区域内の公共的団体、住民等の協力を得て、その有する全機能をあげて、被害予防及び応急対策の実施に努める。

2 活動体制

「一般編第3編第1章第1節」によるほか、次のとおりとする。

(1) 広域停電事故警戒体制及び事故対策本部の設置

広域停電事故が発生したときは、直ちに、被害情報の収集・集約、救急・救助等を実施し、広域停電事故警戒体制をとるが、相当な被害が予想される場合は、各班長等による協議の結果を踏まえ、長岡京市長は事故対策本部を設置する。(本部長：長岡京市長)

(2) 広域停電事故警戒体制の組織及び要員、広域停電事故対策本部の組織及び要員

広域停電事故警戒体制の組織及び要員については、「一般編第3編第1章第1節」に定める1号配備を基準とし、広域停電事故対策本部の組織及び要員は同節に定める2号配備を基準とする。

第2 関西電力株式会社及び関西電力送配電株式会社の活動体制

1 責務

関西電力株式会社及び関西電力送配電株式会社は、広域停電事故が発生した場合において、速やかに長岡京市、京都府等関係防災機関に状況を報告するとともに、「一般編第3編第20章第2節 ライフライン対策」に定めるところにより応急対策を実施する。

2 活動体制

関西電力株式会社及び関西電力送配電株式会社は、広域停電事故が発生した場合において、非常災害対策本部による関係機関との連絡調整を行うとともに、原則としてあらかじめ定められた各設備の復旧順位により復旧するものとするが、設備の被害状況、復旧難易度を勘案のうえ、供給上復旧効果が大きいものから応急対策を実施する。

第2節 通信情報連絡活動（情報の収集・伝達）

第1 被害情報等の収集・伝達

長岡京市、京都府、向日町警察署等関係防災機関は、119番通報、110番通報、関西電力株式会社からの通報等により、被害状況を早期に把握し、救助体制を整え、収集した被害情報を相互に連絡する。なお、被害情報等の収集・伝達系統は、「第2章第1節第1 情報連絡系統図」のとおりとする。

1 関西電力株式会社及び関西電力送配電株式会社

関西電力株式会社及び関西電力送配電株式会社は、広域停電事故が発生した場合、長岡京市、京都府、向日町警察署等関係防災機関に、停電状況を連絡する。

2 長岡京市

長岡京市は、市域において広域停電事故が発生し、被害が発生又はそのおそれがあるときには、本計画の定めるところにより、速やかにその状況を取りまとめて、京都府知事（京都府事故対策本部長）に報告するものとする。

3 京都府

京都府は、広域停電事故が発生し、被害が発生又はそのおそれある場合は、長岡京市等関係防災機関と緊密に連携して、人的被害の状況等の情報を収集し、被害規模の把握に努め、これらの情報を消防庁等関係省庁へ報告するとともに、早期に広域停電事故に係る被害状況を把握するため、関西電力株式会社及び関西電力送配電株式会社、長岡京市等関係防災機関からの情報収集に努め、収集した情報を、他の関係防災機関、関係団体、隣接県等関係機関に提供する。また、必要に応じ、ヘリコプターテレビ伝送システムの活用、事故現場で撮影された被害状況の写真などにより、早期の情報収集に努める。

第2 通信手段の確保

1 広域停電事故発生時の通信連絡

被害状況の収集・報告、その他の事故応急対策に必要な指示・命令等は、加入電話、無線通信等により速やかに行う。

2 非常通信の利用

人命救助、事故の救援等のため、若しくは防災行政無線、有線回路等が使用不能又は著しく使用が困難である場合は、電波法第52条の規定による非常通信の利用を図る。

第3節 広報・広聴

第1 広報担当部課及び担当者の設置

関係防災機関ごとに、広報を担当する部・課及び担当責任者を定め、情報の収集と公表の一元化を図る。

第2 長岡京市の広報活動

市民への広報は、概ね次のような項目について行うものとする。

- 1 事故の発生日時及び場所
- 2 被害状況
- 3 被害者の安否情報
- 4 応急対策実施状況
- 5 住民に対する避難指示等の状況
- 6 市民及び被災者に対する協力及び注意事項
- 7 その他必要と認められる事項

第3 市民への広報要領

特に、市民に協力を要請すべき事項については、その実効性を期するため、事故の規模、今後の動向等を検討し、次に掲げる方法により、効果的かつ迅速な広報を行う。

- 1 新聞、ラジオ、テレビ等報道機関に対し、特に報道の協力を要請すること。
- 2 広報番組（テレビ・ラジオ）、広報長岡京、チラシ等を利用すること。
- 3 市ホームページ、長岡京市公式LINEアカウント、SNS等を利用すること。
- 4 広報車両を利用すること。

第4 広聴活動の実施

関西電力株式会社及び関西電力送配電株式会社は、事故の影響を受けた住民の不安を解消するために、対応窓口を明確にしたうえで情報提供を行うとともに、適切に相談に対応する。長岡京市は自治会・自主防災会を通じて被害状況の情報収集を行う。また、長岡京市、京都府等関係防災機関は、広域停電事故に関する、被災地住民、近隣市町村等からの各種問合せに対して、相談窓口を設置するなどにより、それぞれ担当者を明らかにして対応する。

第4節 救助・救急活動

救助・救急活動については、「一般編第3編11章」によるほか次に定めるところにより、医療救護活動については、「一般編第3編第12章」の定めるところによる。

第1 救助活動

長岡京市、乙訓消防組合及び向日町警察署等関係防災機関は、広域停電事故に対応した救助資機材等を有効に活用して、迅速かつ的確に救助活動を行う。

1 情報の収集及び伝達

長岡京市、乙訓消防組合、向日町警察署等関係防災機関は、広域停電事故に対応した救助資機材を有効に活用して、迅速かつ的確に救助活動を行う。

2 応援要請

広域停電事故の規模、態様に応じて、単独で、また保有している資機材で対応できないと予想される場合は、京都府、他市町村等に応援要請する。

第2 救急活動

長岡京市及び乙訓消防組合は、負傷者に迅速、的確な応急処置を施し、必要に応じて関係機関の協力を得て、ヘリコプターを活用するなど医療機関への効率的な搬送に努める。

1 救急要請への対応

負傷者の搬送は、原則として乙訓消防組合が行い、必要に応じて京都府消防広域応援基本計画によって支援を要請する。

2 医療機関等の連携

長岡京市及び乙訓消防組合長岡京消防署は、迅速な医療救護活動を行うため、事故現場に救護所を設置し、状況に応じ、乙訓医師会等の支援を得て、負傷者の応急手当等を行う。

第5節 避難対策

広域停電事故発生時の長岡京市等関係防災機関が行う避難指示等については、「一般編第3編第6章第1節」によるほか、次のとおりとする。

第1 避難誘導の実施

長岡京市は、人命の安全を第一に避難場所及び避難経路や火災現場の所在、その他避難に対する情報提供を行い、住民等の避難誘導を行うものとする。

第2 避難場所等の開設及び運営管理

長岡京市は、必要に応じ避難場所等を開設し、住民等に周知する。

この際、避難場所等における情報伝達、食料、水等の配付、清掃等については避難者、住民等の協力を得て、常に良好なものとするよう努めるものとする。

第3 要配慮者対策

避難誘導及び避難場所等においては、要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児等特に配慮を要するものをいう。）に向けた情報提供等に十分配慮するものとする。

第6節 交通及び輸送対策

広域停電事故における緊急輸送のための交通の確保及び緊急輸送対策については、「一般編第3編第18章第1節」によるほか、次のとおりとする。

第1 交通規制対策

1 道路交通規制

交通の確保及び緊急輸送のために、向日町警察署及び道路管理者は、相互に密接な連絡をとり交通規制を行い、直ちに、長岡京市広域停電事故対策本部等に連絡する。

公安委員会は、災害対策基本法第76条に基づき、応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限を実施する。

警察本部長は、広域停電事故による信号機の停止等により、交通が危険であると認められる場合、通行の禁止及び規制を行う。

第2 緊急輸送対策

信号機の停止等により、地上からの輸送が困難な場合は、必要に応じてヘリコプターを活用など効率的な搬送に努める。

第4章 災害復旧計画

広域停電事故の災害復旧計画は、「一般編第4編」に定めるところによるほか、次のとおりとする。

第1節 復旧事業計画の作成

関西電力株式会社及び関西電力送配電株式会社は、関係防災機関と協力し、発電所等の被害状況、発生原因を考慮し、復旧事業計画を作成し、迅速かつ適切に被害を復旧するよう努める。

第2節 復旧完了予定時期の明示

関西電力株式会社及び関西電力送配電株式会社は、可能な限り復旧予定時期の明示に努める。

第8編 原子力災害対策

第8編 原子力災害対策

第1章 総則

第1節 計画の目的

長岡京市においては、福井県大飯原子力発電所、高浜原子力発電所から60 km以上（市役所まで両地点とも約68 km）離れており、「原子力施設から概ね30 km」を目安とする緊急防護措置を準備する区域（UPZ:Urgent Protective Action Planning Zone）の圏外となり、屋内退避などの防護措置については、原子力災害対策指針等に基づき実施する。

一方で、大気放射線測定、給食放射線測定など福島第一原子力発電所の事故以降、積極的に対応してきた本市としては、国が求める原子力災害計画の策定義務はないが、国や京都府などの動向を踏まえ、長岡京市として取り組むべき原子力災害対策を「原子力災害から市民を守るための対応」、「原子力災害を含む災害による避難者の受け入れ体制の整備」の2つの柱に分類し、取り組みを進めていく。

第2節 計画の修正

この計画は、毎年検討を加え、必要があると認められるときは修正を行う。

第3節 関係防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱

原子力発電所事故に関し関係防災機関が処理すべき事務又は業務は、「一般編第1編第1章第5節」に定めるところによるほか次のとおりとする。

第1 長岡京市

- 1 関係市町への応援
- 2 広域一時滞在の受け入れ
- 3 原子力災害情報の収集と伝達・周知
- 4 屋内退避の指示
- 5 空間放射線量の測定
- 6 給食食材の放射線量の測定
- 7 原子力防災に関する知識の普及・啓発

第2 京都府

- 1 広報及び教育・訓練

- 2 通信連絡網の整備
- 3 観測施設及び緊急時医療施設の整備
- 4 環境条件の把握
- 5 防護資機材及び防護対策資料の整備
- 6 府災害対策本部等の設置
- 7 災害状況の把握及び伝達等
- 8 放射性物質による汚染状況調査
- 9 住民の避難（広域輸送）及び立入制限等
- 10 被ばく者の診断及び措置
- 11 汚染飲食物の摂取制限等
- 12 緊急輸送及び必需物資の調達
- 13 放射性汚染物質の除去
- 14 制限措置の解除
- 15 損害賠償の請求等に必要な資料の整備
- 16 関係市町の原子力防災に対する指示及び指導助言
- 17 原災法及び関係法令等に基づく必要な処置

第3 関西電力株式会社

- 1 原子力発電所の安全性の確保
- 2 防災上必要な社内教育及び訓練の徹底
- 3 環境条件の把握及び資料の提供
- 4 防災活動体制の整備
- 5 防災業務設備の整備
(放射線（能）の観測設備機材、通信連絡設備、放射線防護機材、消防救助用機材等)
- 6 連絡通報体制の整備
- 7 汚染拡大防止措置
- 8 原子力事業者防災業務計画に基づく必要な業務の実施
- 9 原災法及び関係法令等に基づく必要な処置
- 10 府及び関係市町の実施する原子力防災に対する積極的な全面協力

第2章 原子力災害対策

本市は、UPZ 30キロ圏よりさらに30 km以上離れているが、放射性プルーム（気体状あるいは粒子状の放射性物質を含んだ空気の一団）による低線量の被ばくの可能性があるために、「原子力災害から市民を守るための対応」を行う。

UPZ外である本市においては、原子力災害対策指針に示されるように、UPZ内と同様に、事態の進展等に応じて屋内退避を行う必要がある。このため、全面緊急事態に至った時点で、必要に応じて屋内退避を実施する可能性がある旨の注意喚起を行う。

放射性プルームによる被ばくを低減化する措置としては、気密性の高い場所への屋内退避、放射線の遮へい効果の高い場所への屋内退避及び放射性プルームに遭遇する場所からの避難が有効であり、原子力発電所の事故が起こった場合は、市民は必要に応じて屋内退避等を行い、放射性プルームの拡散状況の政府発表などの情報入手に心がけるものとする。

また、市も国、京都府からの情報や市の平時における放射線量のデータなどを精査して、市民への情報提供を行い、市民の正しい避難行動に繋げる。

第1節 福井県の原子力発電所で事故が発生した場合の対応

- 1 事故の規模や放射性プルームの拡散状況など詳細が判明し、安全が確認されるまでは、自宅などの屋内退避に努めるものとする。
- 2 授業中及び保育中に事故が発生した場合は、児童等を速やかに屋内へ退避させ、情報収集にあたるものとする。
- 3 市は、空間放射線量測定器を活用して、市内における放射線量の測定回数や測定場所を増やすなどモニタリングを強化する。
- 4 屋内退避の指示については、国や京都府の指示により行うが、市が独自に判断した場合にも、屋内退避を指示する。
- 5 市は、原子力災害の情報について、国や京都府からの情報、市の独自調査の情報等をHP、エリアメール・緊急速報メール、広報車などを利用して市民への周知を行う。
- 6 屋内退避の指示を行う場合は、光化学スモッグの霧笛など既存施設の活用を検討する。
- 7 屋内退避においては、窓を閉めるなど建屋の気密性を高めるものとする。
- 8 食品の汚染等の心配がある場合は、給食の放射線測定の回数を増やすなど、必要な対応を講ずる。
- 9 安定ヨウ素剤の服用については、原子力災害対策指針等を参考にして対処する。

第2節 原子力防災に関する知識の普及・啓発と教育の推進

第1 原子力防災に関する知識の普及・啓発

市は、市民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため次に掲げる事項について広報活動を実施する。

- 1 放射性物質及び放射線の特性に関すること
- 2 原子力施設の概要に関すること
- 3 原子力災害とその特性に関すること
- 4 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- 5 緊急時に、市、国及び京都府等が講ずる対策の内容に関すること
- 6 コンクリート屋内退避所、避難所に関すること
- 7 災害時要配慮者への支援に関すること
- 8 緊急時にとるべき行動
- 9 避難所での運営管理、行動等に関すること

第2 原子力防災に関する教育の推進

市は、教育機関、自主防災組織等との密接な連携のもと、原子力防災に関する教育を推進する。

第3 男女双方の視点への配慮

市は、防災知識の普及及び啓発の実施にあたり、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点へ十分に配慮するよう努めるものとする。

第3章 広域一時滞在

東日本大震災から学んだ教訓として、他市町村へ一時的に避難（広域一時滞在）を行わなければならない事態を想定し、「原子力災害を含む災害による避難者の受け入れ体制の整備」をする必要がある。

国においても、平成24年6月の災害対策基本法の改正を行い、広域避難者の受け入れを義務付けた。よって、本市が被災を受け避難所を開設している場合などを除き、被災住民の受け入れについて積極的に協議に応じるものとする。

なお、この対応は原子力災害だけでなく、集中豪雨、津波などにより、市町村の避難施設が使用できない場合においても同様の対応とする。

第1 市役所機能の受け入れ方針

全ての市役所機能を本市の公共施設で受け入れるのは、施設の規模等を考慮すると難しい。

そこで、本市で被災住民を受け入れた場合に被災住民との連絡機能をはたす出張所的な位置づけとして、一時滞在の期間（3月以内ぐらい）を目処にして、市役所大会議室を市役所機能の提供場所の候補とする。

第2 被災住民の受け入れ方針

仮設住宅等仮の住まいが決まるまでの間の一時的な滞在場所として、公共施設の提供を行う。

受け入れにあたっては、スポーツセンターを中継拠点として通過証等を確認のうえ提供場所への案内を行う。

場所については、多くの人を受入できる公共施設（義務教育施設を除く）を第1次提供場所とし、第1次提供場所で受入しきれない場合に市内の小学校、中学校、高等学校を第2次提供場所とする。

なお、受け入れ施設の管理を指定管理者が行っている場合や建物の共有部分を他の管理者が管理している場合などについては、非常時における対応について協定を結んでおくなど、事前に対策を講じておくものとする。

■ 第1次提供場所：被災者が下表の受入人数以下の場合

施設名	受入人数（面積）
西山公園体育館 大体育室	525人（1,732㎡）
中央生涯学習センター メインホール	120人（395㎡）
中央公民館 市民ホール	68人（223㎡）
スポーツセンター 体育館	413人（1,364㎡）

*（ ）は各部屋の面積

■第2次提供場所：被災者が第1次提供場所の受入人数を超える場合：

小・中学校体育館（合計4,116人：小学校1,508人、中学校1,196人、高等学校1,411人）

学校名	受入人数（面積）	学校名	受入人数（面積）
神足小学校	197人(649㎡)	長岡第十小学校	149人(493㎡)
長法寺小学校	142人(470㎡)	長岡中学校	297人(980㎡)
長岡第三小学校	145人(477㎡)	長岡第二中学校	288人(949㎡)
長岡第四小学校	145人(477㎡)	長岡第三中学校	293人(968㎡)
長岡第五小学校	148人(490㎡)	長岡第四中学校	320人(1,057㎡)
長岡第六小学校	141人(466㎡)	乙訓高等学校	353人(1,164㎡)
長岡第七小学校	145人(480㎡)	西乙訓高等学校	270人(891㎡)
長岡第八小学校	150人(496㎡)	立命館中学校・	789人(2,604㎡)
長岡第九小学校	149人(493㎡)	高等学校	

* 中学校については、体育館と武道場それぞれでの施設で端数処理した数値の合計

なお、受け入れ人数については、災害の規模、事前の協定等により市長が必要と判断した場合は、最大で8,380人以内（1坪2人）の人数までの受け入れを行う。

2 受入れ期間

被災者の安定した住環境の確保が急がれることから、広域一時滞在については、仮設住宅等へ引っ越すまでの3ヶ月ぐらいの期間を受入れ期間の目安とする。